

安全保障貿易管理について

～大学・研究機関向け～



平成29年10月
経済産業省
安全保障貿易管理課

目次



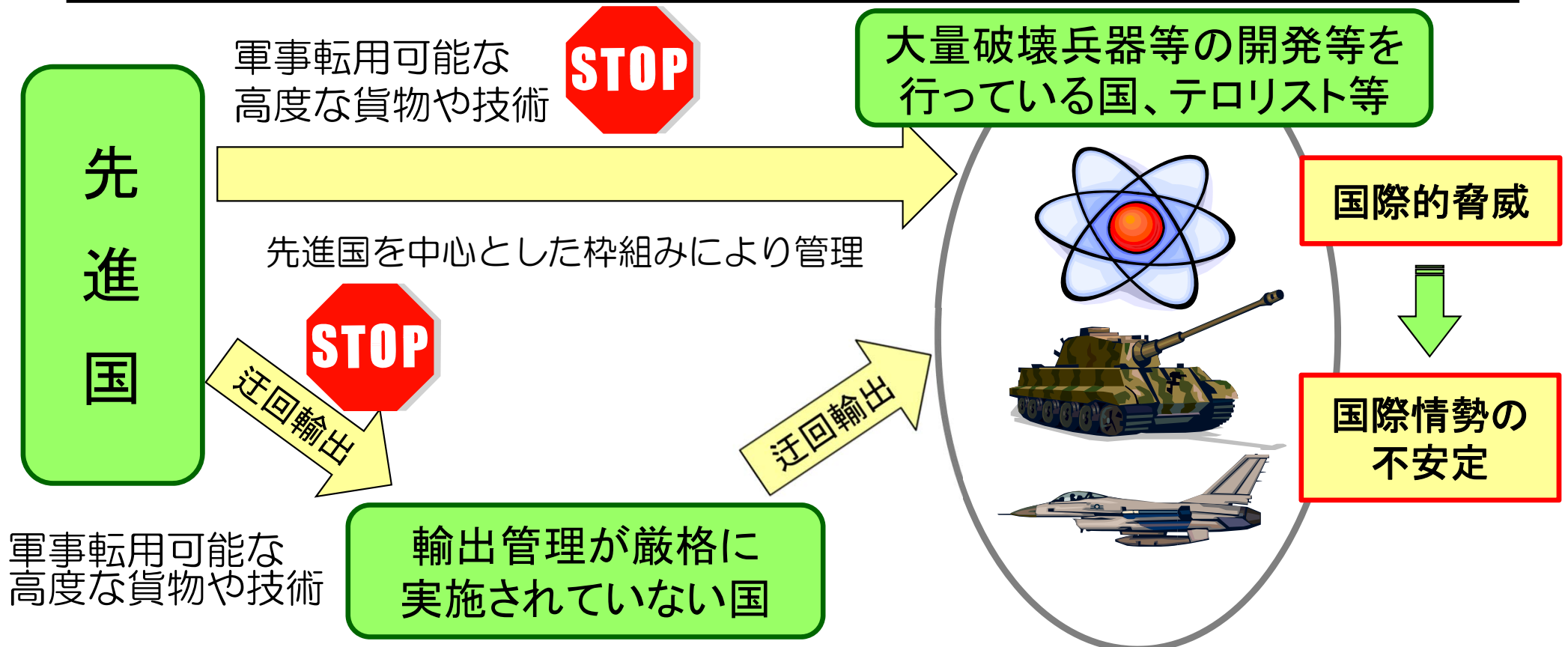
1. 安全保障貿易管理の必要性
2. 我が国の安全保障貿易管理制度
 - (1) リスト規制
 - (2) キャッチオール規制
 - (3) 大学等の内部審査手続き
3. 違反に対する罰則等
4. 外為法改正(平成29年10月1日施行)
5. 問い合わせ先等



1. 安全保障貿易管理の必要性

安全保障貿易管理の必要性

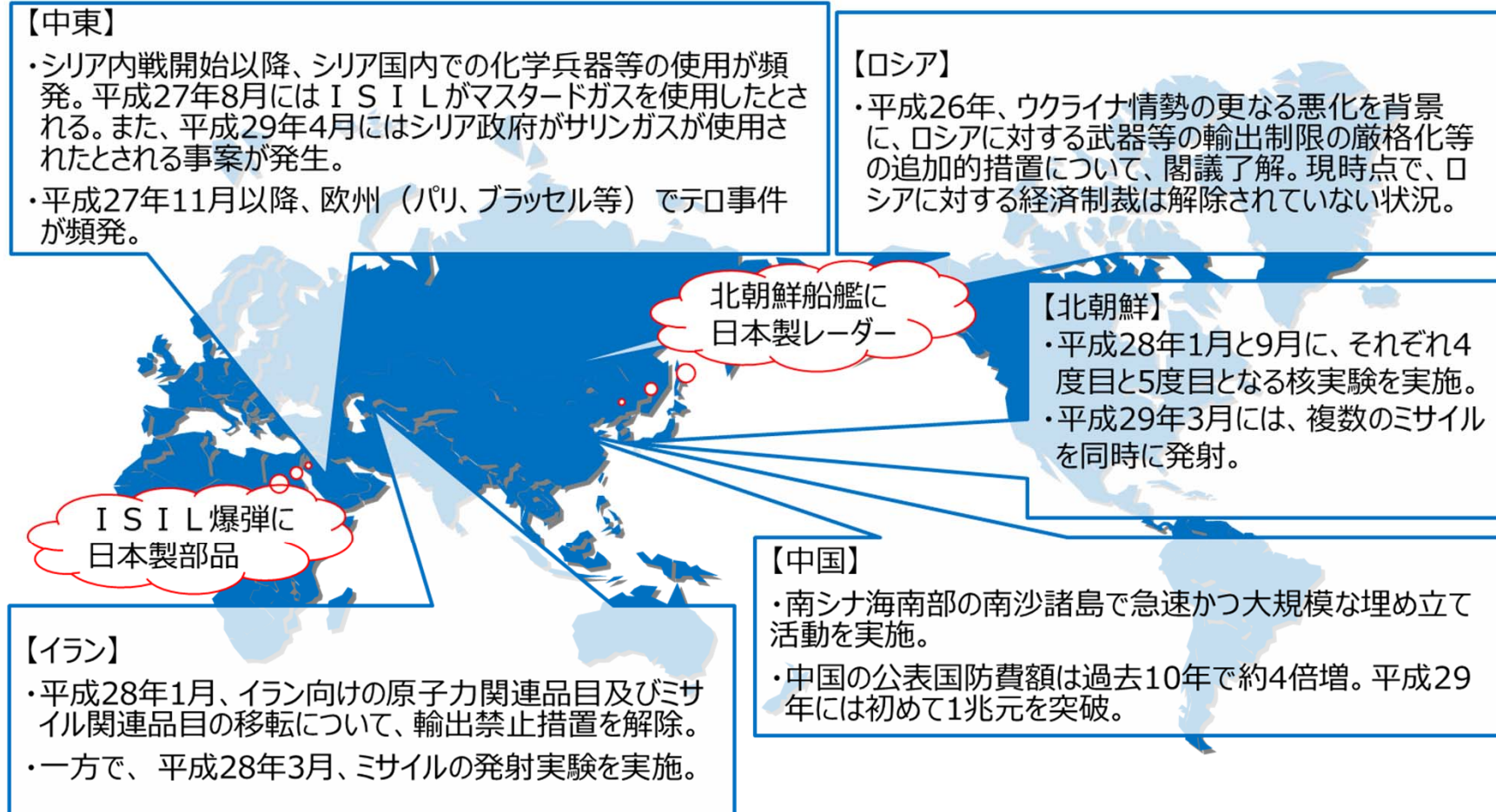
- 先進国がもっている高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※¹を開発等※²している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化が増大。
- 通常兵器の過剰な蓄積も同様。それらの脅威を未然に防ぐために、先進国を中心とした枠組みを作って安全保障貿易管理を推進。



※1 「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう。※2「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう。

安全保障をめぐる課題の深刻化

- アジアにおける軍事支出は増大し、シリア内戦等やウクライナ情勢も改善の兆し見えず。
- 北朝鮮、中東における大量破壊兵器等の開発等による脅威は予断を許さぬ状況。
- ISIL等の非国家主体による関与も次第に拡大。

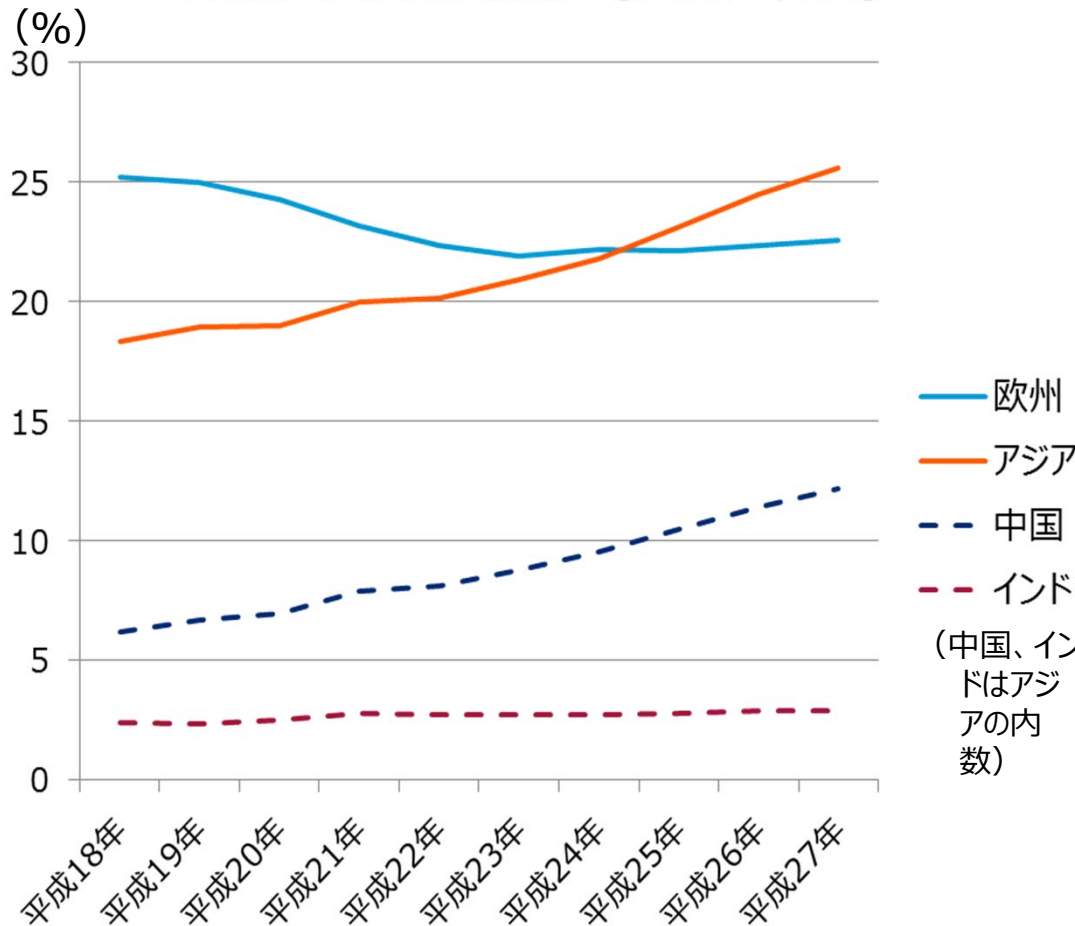


- ✓ テロ活動は全世界で頻発
- ✓ 大量破壊兵器などの使用が現実
- ✓ 特に、生物・化学兵器は比較的安価で製造が容易

東アジアにおける安全保障環境の変化

- 軍事支出は、アジアが欧州地域を上回るようになった。
- 北朝鮮による核爆発実験や中国の急激な国防費の増大など、東アジアの安全保障環境は大きく変化してきている。

地域の軍事支出推移（世界全体比）



【近年の北朝鮮の動向】

- 2016年以降、スカッド、ムスダン等のミサイルを26回発射
- 2016年以降、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を3回発射
- 2017年7月に大陸間弾道ミサイル（ICBM）を2回発射
- 2017年9月、6度目となる核実験を実施

【近年の中国の動向】

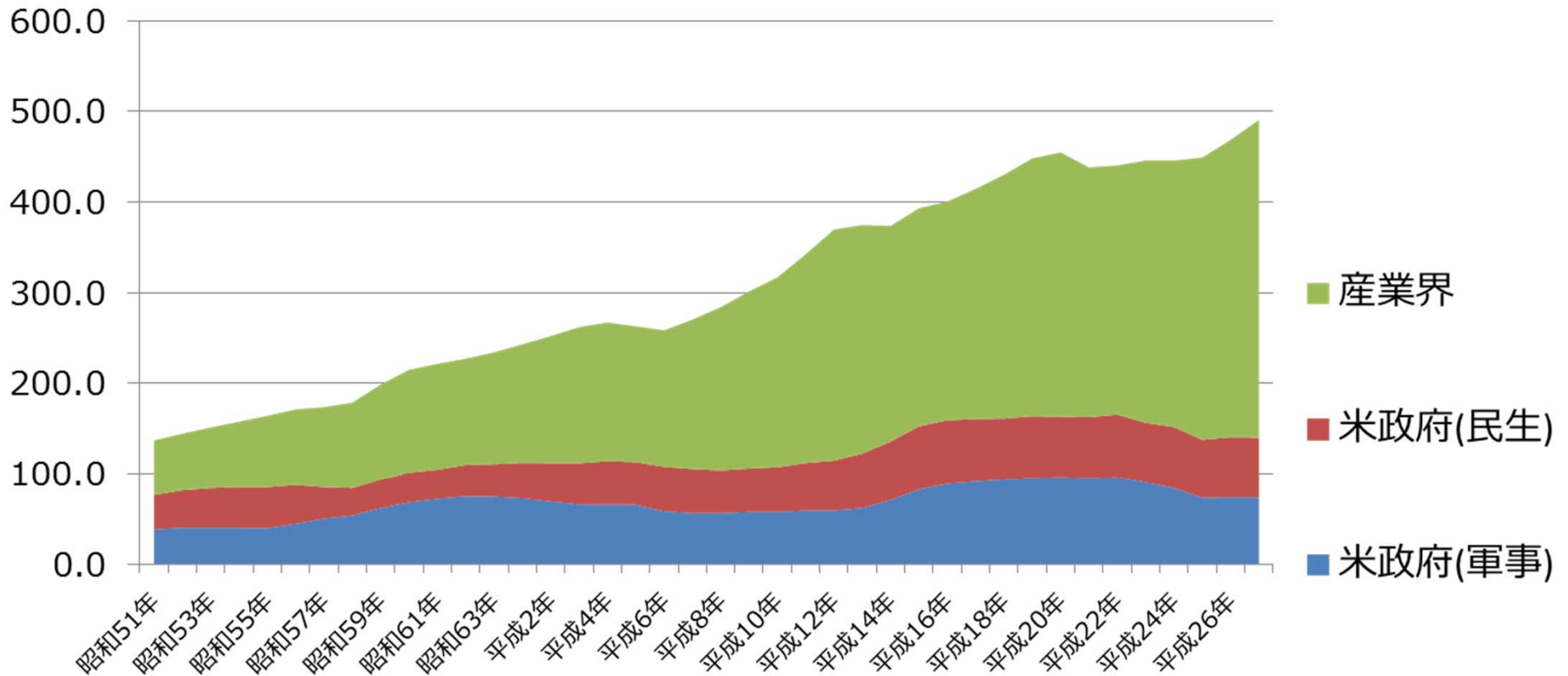
- 2016年6月、中国海軍の情報収集艦が鹿児島県沖の領海に侵入
- 2016年9月、中国軍の戦闘機や給油機を含む40機超の軍用機が宮古海峡を通過
- 2016年12月、空母「遼寧」が宮古海峡を通過
- 2017年7月、中国海軍の情報収集艦が津軽海峡の領海に侵入

技術革新をめぐる環境の変化

- 米国においては、政府予算における軍事・民生向け研究・開発予算がそれぞれほぼ横ばいで推移する一方、産業界による研究・開発予算が増加。
- 軍事技術が技術革新を主導してきたが、資源配分の面からも、民生技術が技術革新を主導する環境となってきた。

米国における研究・開発予算の推移

[10億ドル]



(出典) アメリカ科学振興協会

軍事分野における民生技術の活用(1)

- 民生技術が技術革新を主導するようになり、機微性の高い民生技術（機微技術）が影響を及ぼす軍事分野の範囲が拡大。
- 現有装備品の性能向上や新たな装備品の開発において、機微技術が頻繁に活用されるようになっている。

- 炭素繊維：炭素を主要素とする、軽量で強度の高い繊維素材
民生用途 → ゴルフ用シャフト、釣り竿、テニスラケット
防衛関連用途 → 戦闘機の主翼素材



- アクティブサスペンション：電子制御によってサスペンションの特性を変化させ、振動を減じる機構
民生用途 → F1カー
防衛関連用途 → 装甲戦闘車



- 窒化ガリウム (GaN)：高効率の電力制御・変換を可能とする半導体
民生用途 → 人工衛星の電波送信用増幅器
防衛関連用途 → 護衛艦搭載のレーダー



軍事分野における民生技術の活用(2)

- ハイテク装備の導入などが技術的・経済的に困難な国や非国家主体でも、機微技術を活用することで、大量破壊兵器・防衛装備品を容易に製造することが可能となっている。

事例 1

- 国連安全保障理事会の北朝鮮制裁専門家パネルはその活動報告書の中で、**北朝鮮の無人航空機に北朝鮮国外で製造された部品が使用されていることを報告した。**
- 韓国にある北朝鮮国境付近の島、白ニョン島に墜落した無人航空機を調べたところ、**中国企業が販売している無人航空機と技術的に非常に類似していることが判明。**
- 同墜落機体中には、**日本製の電波受信装置が使用されていた。**
- 韓国にある国境付近の都市、坡州市と海沿いの町、三陟市に墜落した無人航空機を調べたところ、上記とは別の中国企業が販売している無人航空機と技術的に非常に類似していることが判明。
- 同墜落機体中には、**日本製のエンジン、カメラ、サーボモーター等が使用されていた。**

事例 2

- 平成28年8月に報告された国連の報告書によると、平成27年8月にISILはシリアのアレッポでマスタードガスを使用した疑いあり。
- 米国国防省の報道発表によると、**米国はイラク北部モスルにあるISILの化学兵器生産拠点の情報を入手し、平成28年9月、これを空爆により破壊した。同生産拠点は、元々製薬工場であったものをISILが化学兵器生産に転用したもので、塩素またはマスタードガスを製造していた可能性があったとしている。**

大学等が関係する海外での高度技術流出の懸念事例(1)

- 一部の新興国等は、様々なルートを通じ、高度な技術を獲得する動きを強めている。
- こうした高度技術の流出（Intangible Technology Transfer : ITT）は、関係国間でも大きな問題となっている。

米国の事例 1

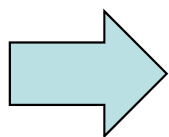
- イリノイ州のエンジニアリング会社Trexim Corporationの社長であるBilal Ahmedは、**炭素繊維等を無許可でパキスタン宇宙高層大気研究委員会に輸出。**
- パキスタン宇宙高層大気研究委員会は、米国において**凍結対象エンティティに指定**されていた（外国ユーザーリスト掲載）。なお、**パキスタン国内の大学と一部の施設を共同利用**しており、**歴代の同委員会議長も大学や軍出身者**が占める。
- Ahmedは、この罪で**懲役2年**の判決を受けた。

米国の事例 2

- フロリダ在住の中国人女性、Amin Yuは、外国ユーザーリストに掲載されている中国の**ハルビン工業大学に勤務する教授等の指示**により、平成14年から平成26年にかけて、**海洋潜水艇用のシステム及び構成部材を中国に輸出。**
- 輸出の目的のひとつとして、ハルビン工業大学の教授が、海洋潜水艇—無人水中艇、遠隔操作式艇、自律水中艇の開発に使用するためであったことが判明。
- 以上の理由により、Amin Yuは、**米国に対する詐欺行為及び米国に対する犯罪を企て、違法な輸出情報活動を行ったとして起訴**された。また、Amin Yuは、**起訴の内容を認めている。**

大学等が関係する海外での高度技術流出の懸念事例(2)

- Atmospheric Glow Technologies (AGT)社は米空軍研究所と、無人航空機用プラズマアクチュエータの研究契約を締結。AGT社はテネシー大学J. Reece Roth教授とこの研究について共同研究の契約を結んだ。
- AGT社とRoth教授は、同研究に同教授の下で研究活動を行っていた中国人、イラン人を含む外国籍の研究生に研究を手伝わせることとした。研究の最初の段階では、米国人研究員には機密性の高いもの、外国人研究員に研究の一部のみを手伝わせていたものの、後にこの研究に関する報告書へのアクセスを認めた。
- また、同研究に関係する技術情報の入ったパソコンを輸出許可を得ずに中国に持ち出し、当該研究に関する講演を行った。
- テネシー大学は、各教職員は輸出管理に従うとの指針や遵守基準を定めていた。輸出管理部門は、当時、二次契約については厳重な管理を行っておらず、また、同研究に外国人研究者を手伝わせることについて報告を受けていなかった。当該研究に外国人研究者が携わっていることについて認知した以降は、Roth教授に対して当該研究は輸出管理の規制を受けることを通告していたものの、許可を受けずに中国に講演に行ったことを知り、当局に通報した。
- これにより、Roth教授は**武器輸出管理法違反の罪**に問われ、規制を知らなかった等の主張を行ったものの、懲役4年と2年間の監視の判決を受けた。



- **大学等の活動における技術移転は輸出管理の対象**
- **大学等で輸出管理の基本方針、遵守するためのシステムを構築し、教職員等に指導・教育を行う必要性**
- **外国人留学生、研究生への技術移転、教職員による外国出張の際の技術移転の管理の必要性**
- **法律に違反した場合、研究者生命が絶たれ、大学もイメージ失墜や管理者責任を問われるおそれ**

E. EXPORT CONTROLS VIOLATIONS WITHIN UNIVERSITIES

1. *J. Reece Roth case – University of Tennessee*

On January 18, 2012, John Reece Roth, a former professor of electrical engineering at the University of Tennessee (UT) in Knoxville, began serving a four-year prison sentence for his September 2008 convictions. Roth received this sentence for illegally exporting military technology, in large part due to his work with graduate students from Iran and China. Although, Roth claimed he was ignorant of the regulations, the prosecution pointed out that he was warned on a number of occasions, including by university counsel, that the technology may have been controlled. Professor Roth's conviction and prison sentence forcefully remind the research community, as well as academia, of the potentially severe consequences that may arise from ignoring technology export controls⁸.

2. *Other Universities case*

In May 2013, three researchers at the New York University School of Medicine were charged for sharing with Chinese companies non-public information about their N.Y.U work conducted through a grant from the N.I.H. to develop new M.R.I. technologies⁹.

In March 2013, University of Massachusetts in Lowell (UML) has been sanctioned for two past violations of the Export Administrations Regulations: in 2006 and 2007 UML exported an antennae and an atmospheric testing device as EAR99 to SUPARCO, an organization listed on the Entity List (one of the Restricted Parties Lists)¹⁰.

In 2009, Georgia Institute of Technology allowed Internet Users in 36 countries, including China, and Iran, to view sensitive information that was intended only for federal employees and contractors. This course included 14 PowerPoint slides and was uploaded to Georgia Tech's servers. The State Department stated that it had determined that violations had occurred¹¹.

In 2004, Dr. Thomas Campbell Butler, M.D., a professor of Texas Tech University received a 2 year prison sentence for illegally exported the *Yersinia pestis* (human plague), which is a controlled item under the EAR and cannot be exported without the required export licenses. Dr. T. C. Butler had to resign from Texas Tech and accepted a denial of his export privileges for a period of ten years¹².

Other common violations within academic environments are: the conduct of research with unlicensed foreign students/employees (deemed export violations) and the misused of exemptions/ exceptions.

In summary, consequences for violating export control laws and regulations are severe. It is a liability not only for the university, but also for its faculty and staff to assess the risk and to apply for the appropriate export authorizations.

米国大学における輸出規制 (EAR) 違反の例 (参考) 【仮訳※】

テネシー大学 John Reece Roth 元教授がイラン、中国の留学生に軍事技術を違法提供したとして、禁固4年の有罪判決。Roth氏は規制を知らなかったと主張。

ニューヨーク大学はMRIの新技术(非公知)を中国企業と共有したとして告訴。

マサチューセッツ大学はアンテニーと環境試験デバイスを懸念リストに掲載されるSUPARCOに違法に輸出。

ジョージア工科大学は中国、イランを含む36カ国のインターネットユーザーに機微情報の閲覧を許可したとして、国務省が違法と公表。

テキサス技術大学 Thomas Campbell Butler 教授は規制対象の *Yersinia* 属菌を無許可輸出。大学を辞職、10年間の禁輸。

※あくまで仮訳ですので、詳細は原文をご確認ください。

大学や研究機関にとっての輸出管理とは

● 大学・研究機関にとっての「輸出管理」とは何か？

→ 平和利用のための自由な研究が大量破壊兵器等の懸念活動に利用されないように管理すること。コンプライアンス(法令遵守)の一環として、「研究やその成果について適切な管理が要求されている」とも言い換えられる

— 大学や研究機関も、外為法上の「貨物の輸出」や「技術の提供」に当たる事例を先ずは理解することが重要

★ 大学・研究機関にとっては、技術提供の機会が多いため、技術は一度提供されれば取り返しがつかないとの自覚を持ち、その管理には十分注意を払う必要がある

「技術の提供」の具体的な手段

技術データ: 紙などの文書や図面、磁気媒体等に格納、通信回線(電話、FAX、コンピュータ回線など)、船積み・航空便、ハンドキャリー etc.

技術支援: 技術者の派遣・受入、研修・指導、共同開発、研究活動

大学や研究機関にとっての輸出管理とは

● 「貨物の輸出」にあたる例

- 研究室で使っている外国製の機械が壊れてしまったので、修理のために輸出した
- 海外での学会発表のため、手荷物でサンプル品を携行した
- 共同研究の成果物を提携先の海外研究機関に送った
- 「友人から頼まれたから渡しておいて」と言われ、海外出張の際に荷物を託された

● 「技術の提供」にあたる例

- 授業、研究指導等で研究生・留学生に教授行為を行った
- 共同研究相手から設計図の送付を頼まれたのでFAXで送信した
- 共同論文執筆のため、自分の実験データファイルを添付したメールを送信した
- 海外出張の際に技術データを格納したパソコンとUSBメモリーを携行した

● 「貨物の輸出」及び「技術の提供」の両方にあたる例

- 海外の研究機関と共同研究を実施している場合
 - ・ 現地で実験が必要だったので、試験機材を持ち込み、試験・分析を実施。
現地でのデータ分析のため、予め日本で行った試験データを試験機材とともに、携行した。持ち込んだデータは海外の研究機関と共有している

大学や研究機関にとっての輸出管理とは

- 様々な場面で輸出等が発生、懸念用途への転用リスクには十分注意
- 貨物の輸出、技術の提供時、外為法上の許可が必要なケースがある

技術提供等の機会	具体例	主な注意点
留学生・外国人研究者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○再提供の可能性 ○帰国時の持ち出し ○外国ユーザーリスト
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○商品開発の狙い ○外国ユーザーリスト
研究試料等の持ち出し、海外送付	<ul style="list-style-type: none"> ○サンプル品の持ち出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○外為法上の「貨物」 ○外為法上の「技術」
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none"> ○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術 ○再提供の可能性
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> ○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術

大学や研究機関において技術流出を管理すべき場面

個別の場面における外為法違反のリスクを包括的に、かつ未然に防止する観点から、留学生、研修生、教職員が居住者となった後でも受入れや採用時、在学や在職中、卒業や退職時等の各段階で、規制技術の習得・提供等安全保障上の懸念の有無の確認や注意喚起の実施・誓約書の取得等の適切な管理を行うことが推奨される。

入口管理

- 入学／採用時の審査
- (留学生の)大学卒業後の大学院／研究機関進学／採用時の審査

中間管理

- 機微技術提供時の提供管理
- 一次帰国時の技術持ち出し管理
- 研究内容の高度化・変更等の状況変化の際の提供技術管理

出口管理

- 卒業／帰国時の技術持ち出し管理

大学において技術流出が懸念される例

我が国でも、外国政府の国費補助を受けた留学生が、日本の大学の博士課程に進学して、民生分野レーダー研究の権威の教授から指導を受けて、帰国後にレーダー技術の研究を行い、国外への技術流出が懸念される事例が起こっています。

日本の大学

外国政府

博士課程に進学

留学費を国費補助



教授C
民生分野レーダー
研究の権威



留学生B
国防関係大学で軍事分野を含む
レーダー技術を学び卒業



帰国後、同レーダー技術の研究を実施。技術流出の可能性あり。



2. 我が国の安全保障貿易管理制度

制度の概要

	<u>リスト規制</u>	<u>キャッチオール規制</u>		
		<u>大量破壊兵器等</u> (平成14年4月～)	<u>通常兵器</u> (平成20年11月～)	
規制対象	<u>政省令で定める品目</u> 武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記(A)を除く全地域	下記(B)の国	下記(A)及び(B)を除く全ての国(C)
許可が 必要となる要件	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. <u>輸出者の判断</u> ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. <u>輸出者の判断</u> ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国 (=ホワイト国)【計27カ国】

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

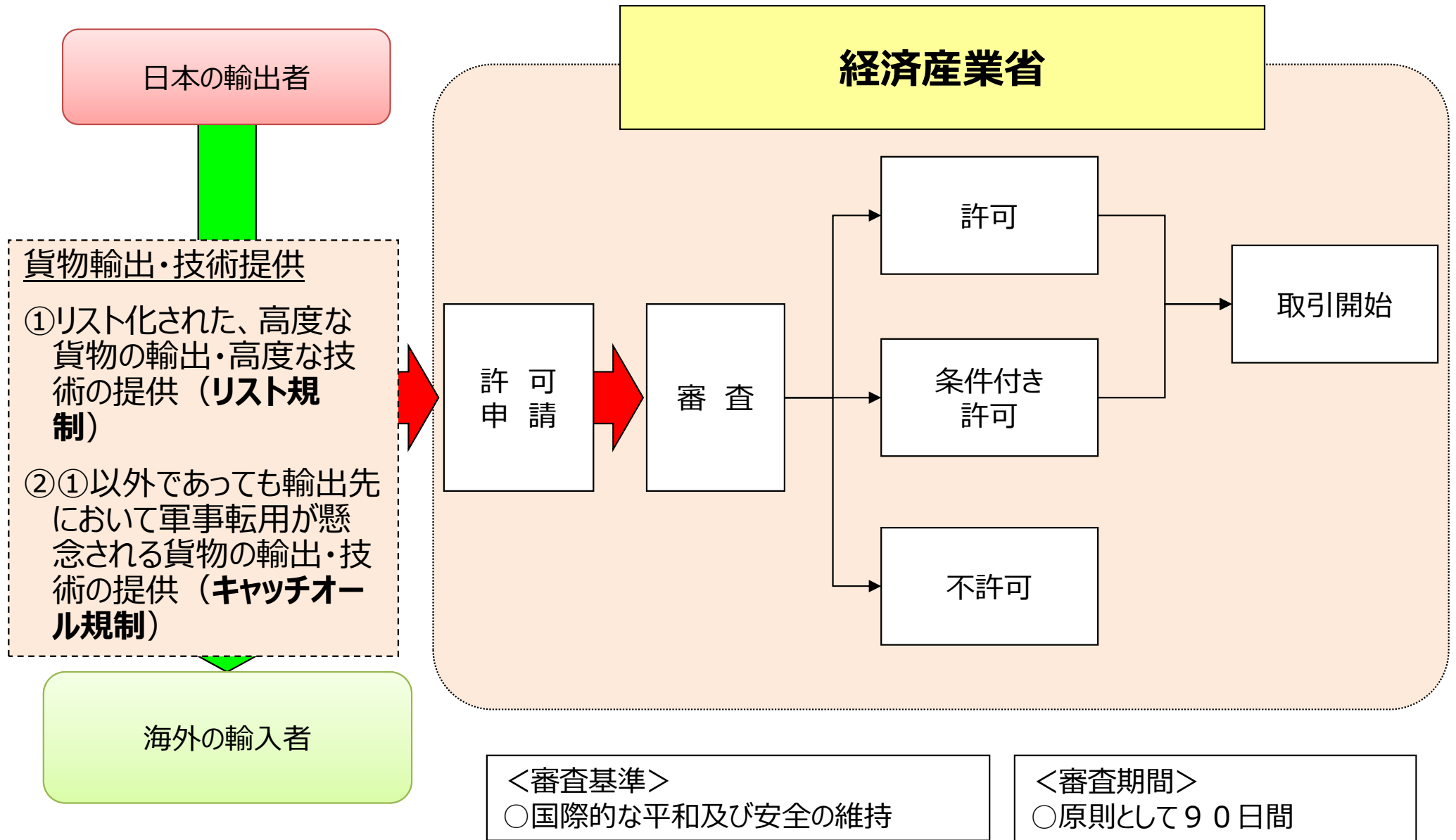
(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国

イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

貨物輸出・技術提供許可の審査の流れ



申請窓口等

該当項番と仕向地によって
次のいずれか。

- ① 経済産業省(本省)安全保障貿易審査課
- ② 各地の経済産業局又は通商事務所

「安全保障貿易管理HP」
に一覧を掲載

- ✓ 提出書類(A~F)をクリックするとそれぞれ必要となる資料が表示。
- ✓ 申請窓口をクリックすると担当部署が表示。

※キャッチオール規制に基づき許可が必要となる場合も個別申請が必要。迷ったら事前相談を！

※キャッチオール規制に基づく許可申請の窓口は、経済産業省(本省)安全保障貿易審査課！

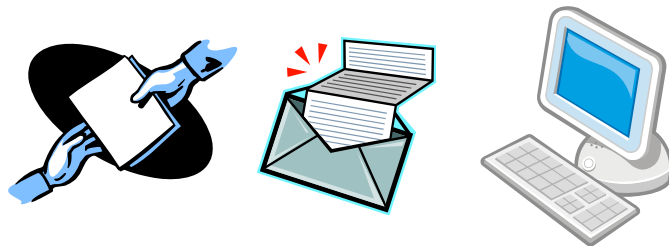
輸出令別表第1の該当項番	仕向地	提出書類	申請窓口
3項(1) 貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
	は地域①	B1	経済産業局
	に地域①	D1	本省
3項(1) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	い地域① 、 は地域①	B1	本省
	は地域②	D2	本省
3項(1) 貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
	は地域①	B1	経済産業局

外為法に基づく輸出等の許可手続き

規制に該当する貨物の輸出や技術の提供をする際には、事前に許可を取得する必要！

1. リスト規制に該当するか否かを確認！ ～該非判定～
2. リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認！
 - ①大量破壊兵器等キャッチオール規制(補完的輸出規制)
→ 用途や需要者に懸念があるか否か
 - ②通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)
→ 用途に懸念があるか否か

➤ 上記1. 又は2. に該当する場合、必要な書類を用意して窓口(経済産業省(本省)又は経済産業局・通商事務所)に許可申請を行う。



※許可の申請方法は、以下の3つの方法がある。


- ①窓口への書類持参
- ②窓口あてに郵送
- ③電子申請(NACCS 貿易管理サブシステム)



(1) リスト規制

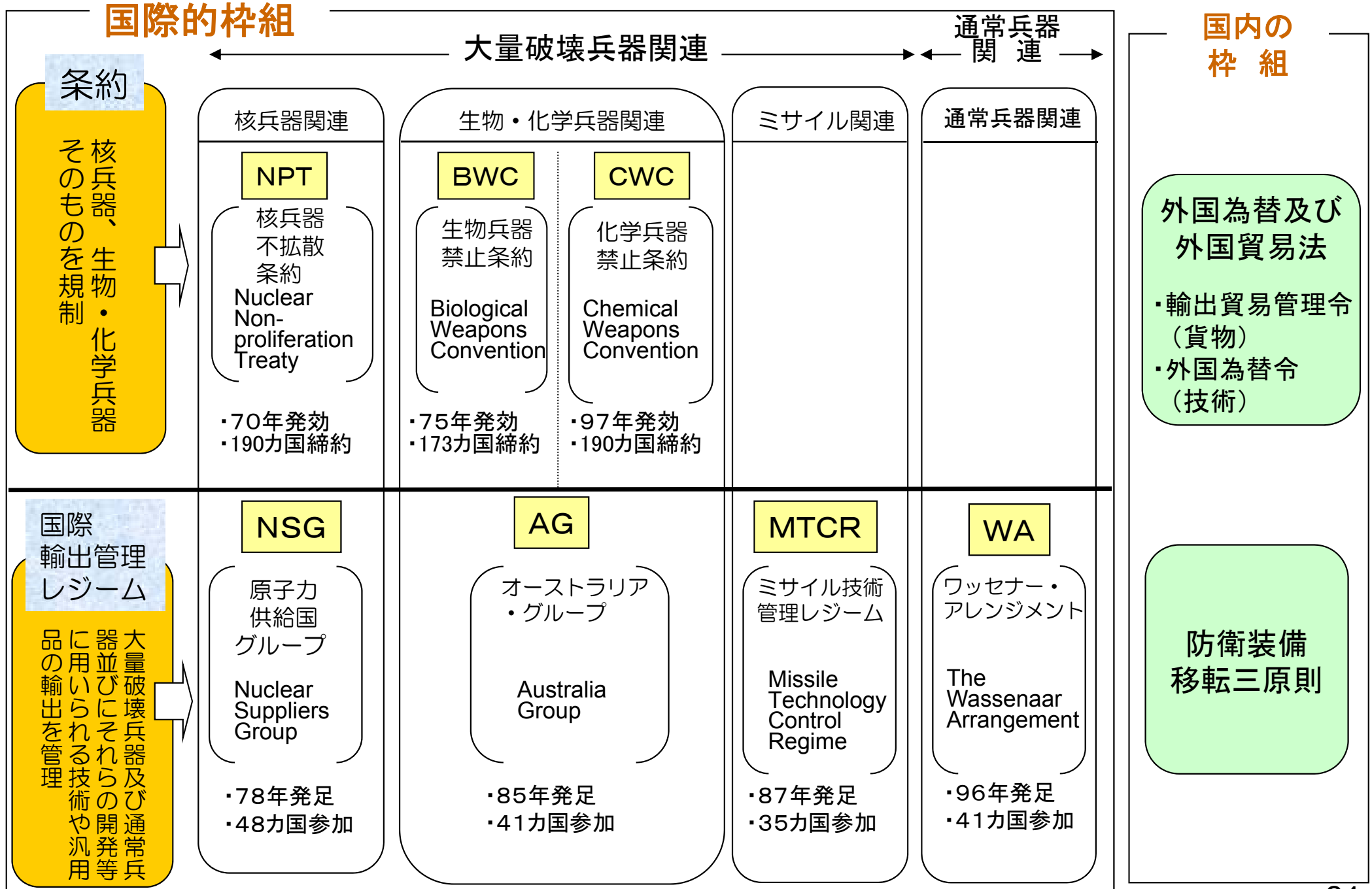
リスト規制とは

輸出令・外為令に掲載するリストに該当する貨物・技術を輸出等する場合に経済産業大臣の許可が必要となる制度

- 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
 - 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令」に規定された仕様(スペック)※に該当する場合は**必ず輸出等の許可が必要**
-  **用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出でも許可が必要！**
- 全地域向けが対象
 - 輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

(注) 貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

国際輸出管理レジームの概要



(参考)リスト規制一覧①

2017年6月

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導路・アーク炉・溶解炉等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置 ・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	3の2 生物兵器		(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	4 ミサイル		5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	(1)	ロケット・製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(3)	推進装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(4)	しごきスピニング加工機等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(6)	等金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペローズ弁	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(6)	推進薬・原料	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(8)	粉粒体用混合機等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(10)	複合材料製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(11)	ノズル	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(15)	ポリジオールガソラン・ポリシラサン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(14)	複合材用の炉・制御装置	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリアミドイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管			(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	中性子発生装置			(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター				

(参考)リスト規制一覧②

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等		燐・砒素他の有機化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	(22)	炭化けい素等	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(12)	光反射率測定装置他	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(13)	重力計製造装置・校正装置	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	〈削除〉	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	11 航法装置		(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(3)	慣性航行装置	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	12 海洋関連		15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(9)	〈削除〉	(1)	潜水艇	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9)	サンプリングオシロスコープ	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(3)	水中回収装置	(3)	核熱源物質
(10)	アナログデジタル変換器	10 センサー等		(4)	水中用の照明装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	デジタル方式の記録装置	(1)	水中探知装置等	(5)	水中ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(12)	信号発生器	(2)	光検出器・冷却器等	(6)	水中動力装置	(5)	水中探知装置等
(13)	周波数分析器	(3)	センサー用の光ファイバー	(7)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(14)	ネットワークアナライザー	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(8)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(15)	原子周波数標準器	(5)	反射鏡	(9)	浮力材	(8)	潜水艇
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(6)	宇宙用光学部品等	(10)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(16)	半導体製造装置等	13 推進装置			妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

該非判定の注意点

1. **複数の項目**によって規制される場合がある！
2. **最新の規制リスト**を参照する！（原則毎年、部分的に改正）



3. **部分品、附属品**にも注意！



➡ 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の部品や附属品を輸出する場合であっても規制される。

4. 「GPS」など、**一般的に使用されている名称がリスト記載されていない**場合がある！



4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号

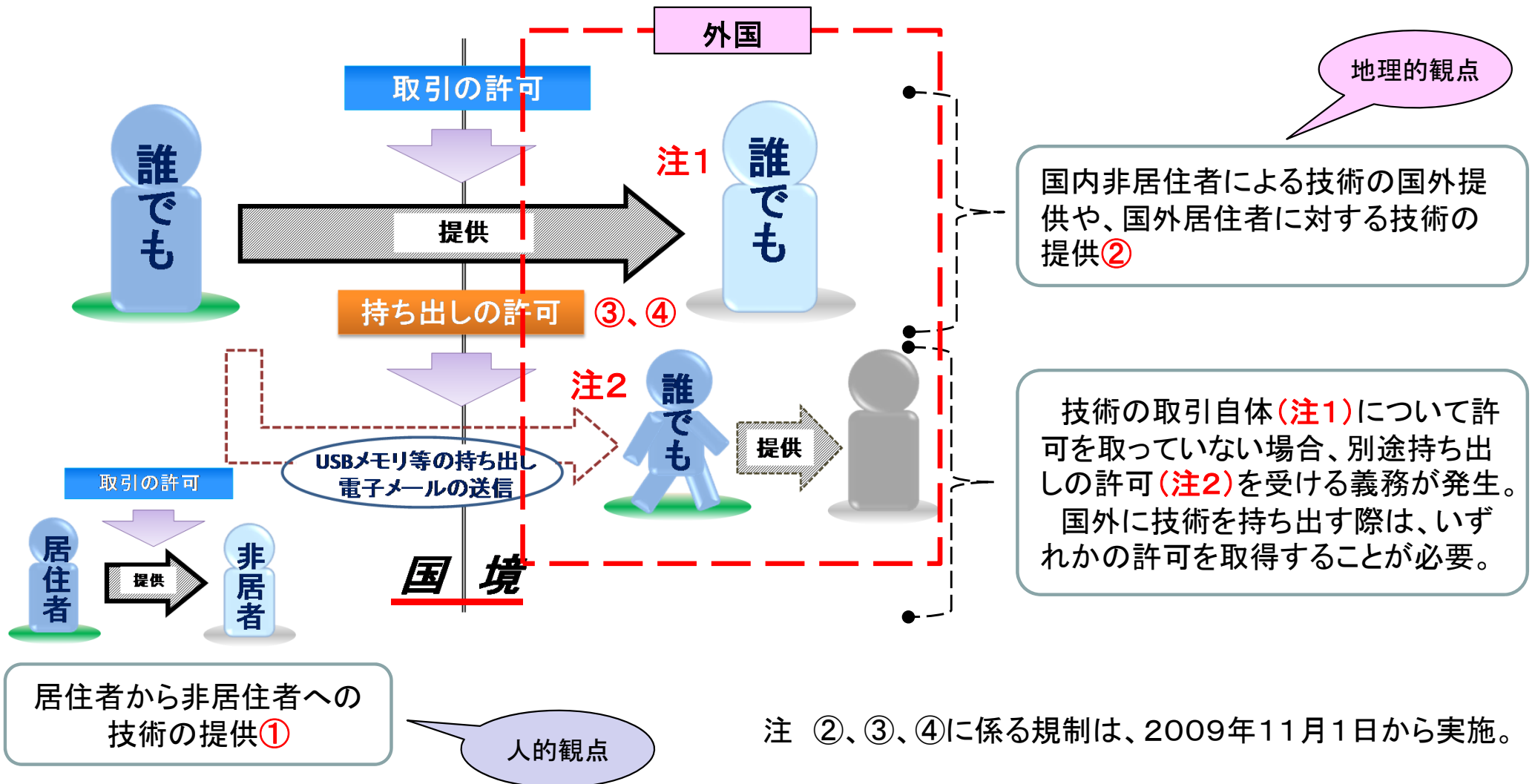
「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ロ(略)

ハ 衛星航法システムからの電波を受信する装置であって、
次の(一)若しくは(二)に該当するもの又は……………

※経済産業省のHPにおいて「読替が必要な用語(例)」を参照できる。

技術(役務)取引に対する規制

大量破壊兵器及び通常兵器の開発等に転用可能な特定技術の流出を防止する観点から、特定の技術を①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、②外国において提供することを目的とする取引、これら取引に係る規制を補完するため、③特定の技術を持ち出す行為、④特定の技術の電子データの外国への送信行為を行う場合に許可が必要。



規制対象技術の内容(種類)

輸出貿易管理令別表第1に該当貨物に**係る技術**が規制対象

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ of 製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

すべての製造過程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項に係る技術にあつては、設計、製造以外の段階

ポイント

貨物等省令では「必要な技術」に限定されている場合がある

必要な技術



規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術



非該当貨物の製造に適用される場合でも規制されることがある。



(2) キャッチオール規制

大量破壊兵器等キャッチオール規制

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの ▶ リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品、木材等は除く。）
└─ 特^に注意；懸念の強い貨物例 40品目

対象地域 ▶ 輸出管理を厳格に実施している27カ国（ホワイト国）を除く地域

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 ➡ **インフォーム要件**
✓ 経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断 ➡ **客観要件**

①用途要件（使用目的）

✓ 輸入先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か

②需要者要件（顧客）

✓ 輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否か

✓ 外国ユーザーリスト掲載の企業・組織か否か

(参考1) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	
31. 密閉式の発酵槽	
32. 遠心分離機	生物兵器
33. 凍結乾燥機	
34. 耐食性の反応器	
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	

※34から38のミサイルは2012年4月1日より追加。

1. 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。

2. 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

(参考2)大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

～シリア向けの場合～ 2013年10月15日施行

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要！

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	
7. バッチ式遠心分離機	生物兵器
8. 発酵槽	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	化学兵器

(注)3. から5. までの()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

(参考3) 外国ユーザーリスト 2017年8月9日改正

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注) 外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> ・Al Qaeda ・Islamic Salvation Foundation ・The Base ・The Group for the Preservation of the Holy Sites ・The Islamic Army for the Liberation of Holy Places ・The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders ・Usama Bin Laden Network ・Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)		核 N

507	レバノン Republic of Lebanon	Shadi for Cars Trading		生物、化学、ミサイル B,C,M
508	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	・Techno Lab	生物、化学、ミサイル B,C,M

国別の掲載
企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	8
イスラエル	2
イラン	209
インド	4
エジプト	1
北朝鮮	143
シリア	20
台湾	1
中国	60
パキスタン	52
香港	3
レバノン	3
合計	508

通常兵器キャッチオール規制

通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目
(ただし、食料品、木材等は除く)

リスト規制に該当しない全品目
(ただし、食料品、木材等は除く)

対象地域

国連武器禁輸国・地域^{注1}

一般国^{注2}

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断

インフォーム要件

輸出許可申請をするよう経済産業大臣より通知を受けた場合

インフォーム要件

(2) 輸出者による判断

客観要件

(用途要件のみ)

輸入先等において、通常兵器^{注3}の開発等に用いられるか否か

注1) 国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2対象地域)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

注2) ホワイト国、国連武器禁輸国・地域を除く全ての国 (イラン、シリア、中国、ロシア等)

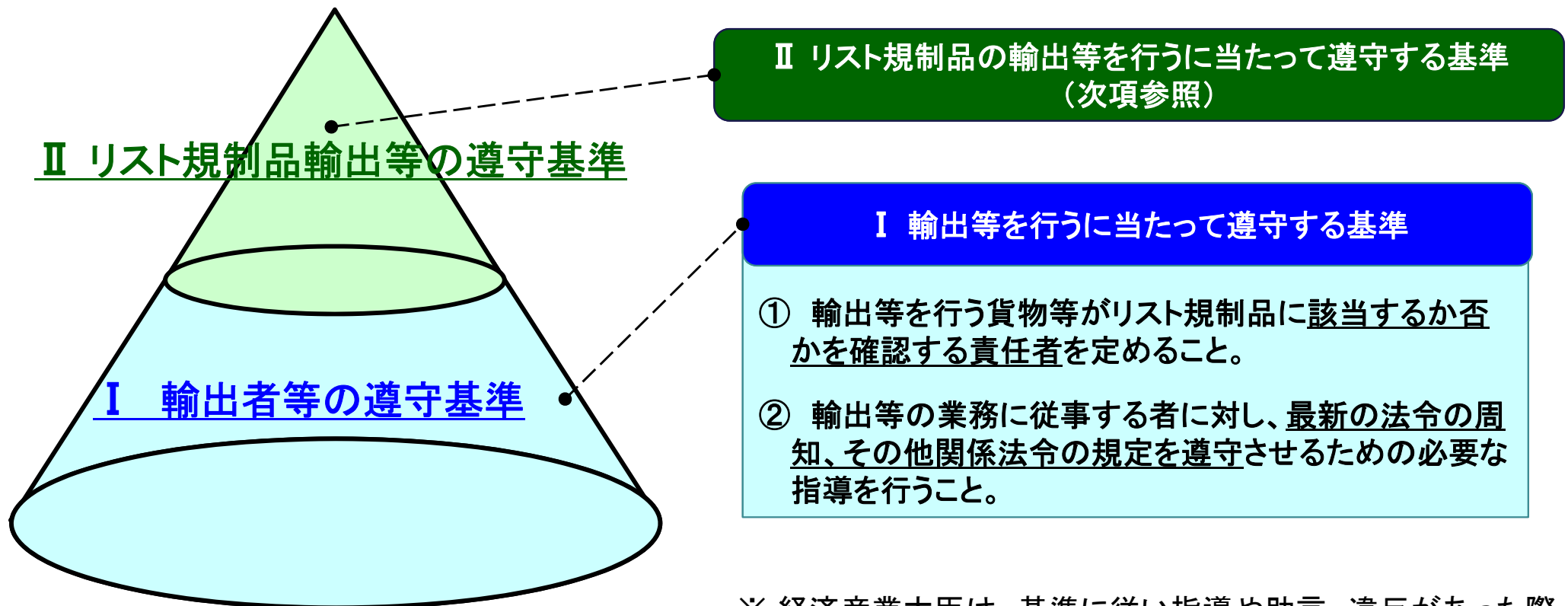
注3) 通常兵器: 核兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物



(3) 大学等の内部審査手続き

輸出者等遵守基準 2010年4月1日施行

- 業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）は、輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出・技術提供を行う必要あり。（外為法第55条の10第4項）
- 安全保障上機微な特定重要貨物（リスト規制品）等を扱う輸出者等にあつては、I 及び II の基準を遵守する必要あり。なお、特定重要貨物（リスト規制品）等は扱わない輸出者等にあつては、I の基準のみを遵守する必要あり。



※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があつた際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）。

リスト規制品輸出等の遵守基準

Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

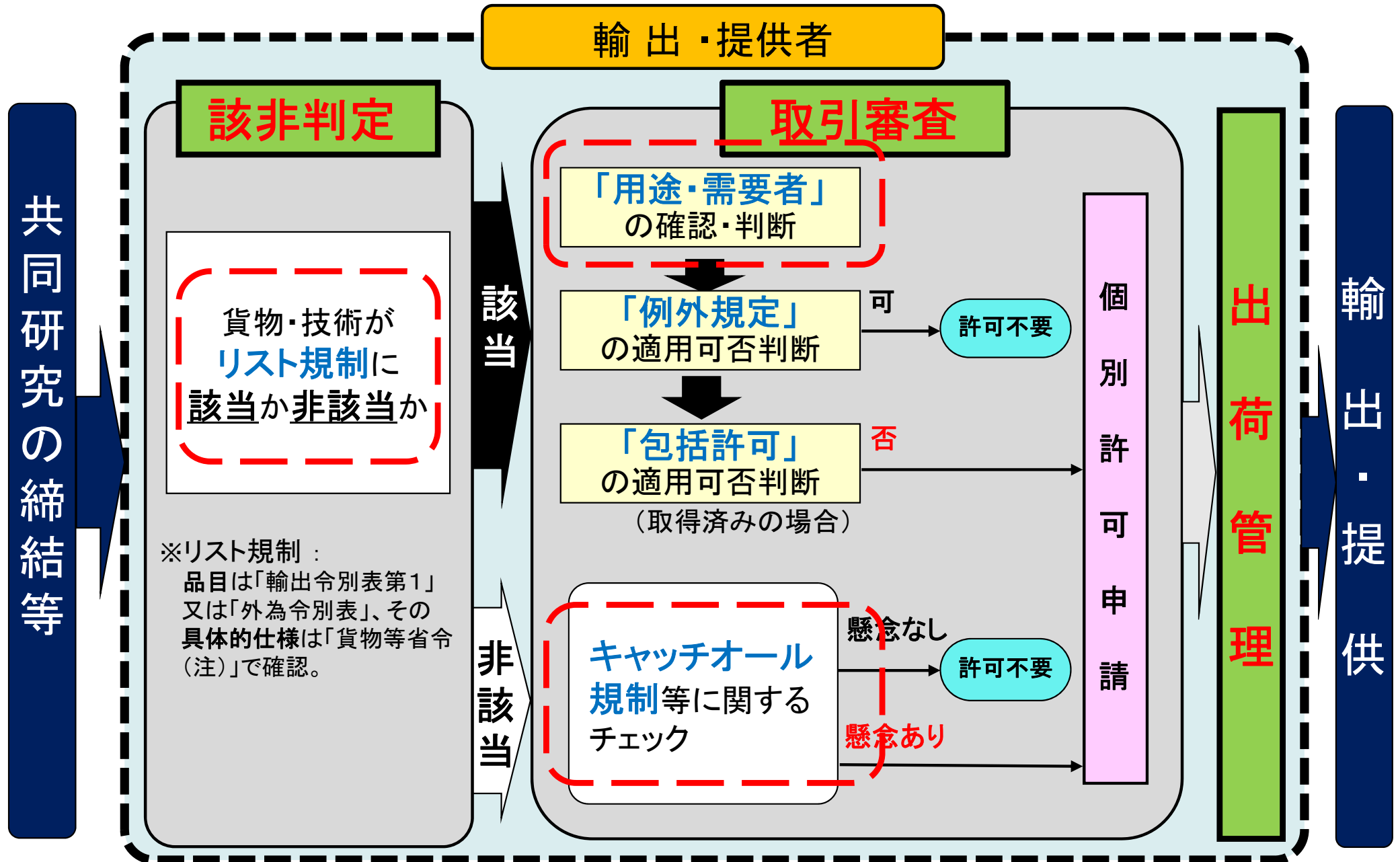
- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とすること。
- ② 組織内の輸出管理体制(業務分担・責任関係)を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ リスト規制品の輸出等に当たり用途確認、需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑨ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。
※ 許可例外の輸出等のみを行う者は、⑨のみの適用。

Ⅱ リスト規制品輸出等の遵守基準

I 輸出者等の遵守基準

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)。

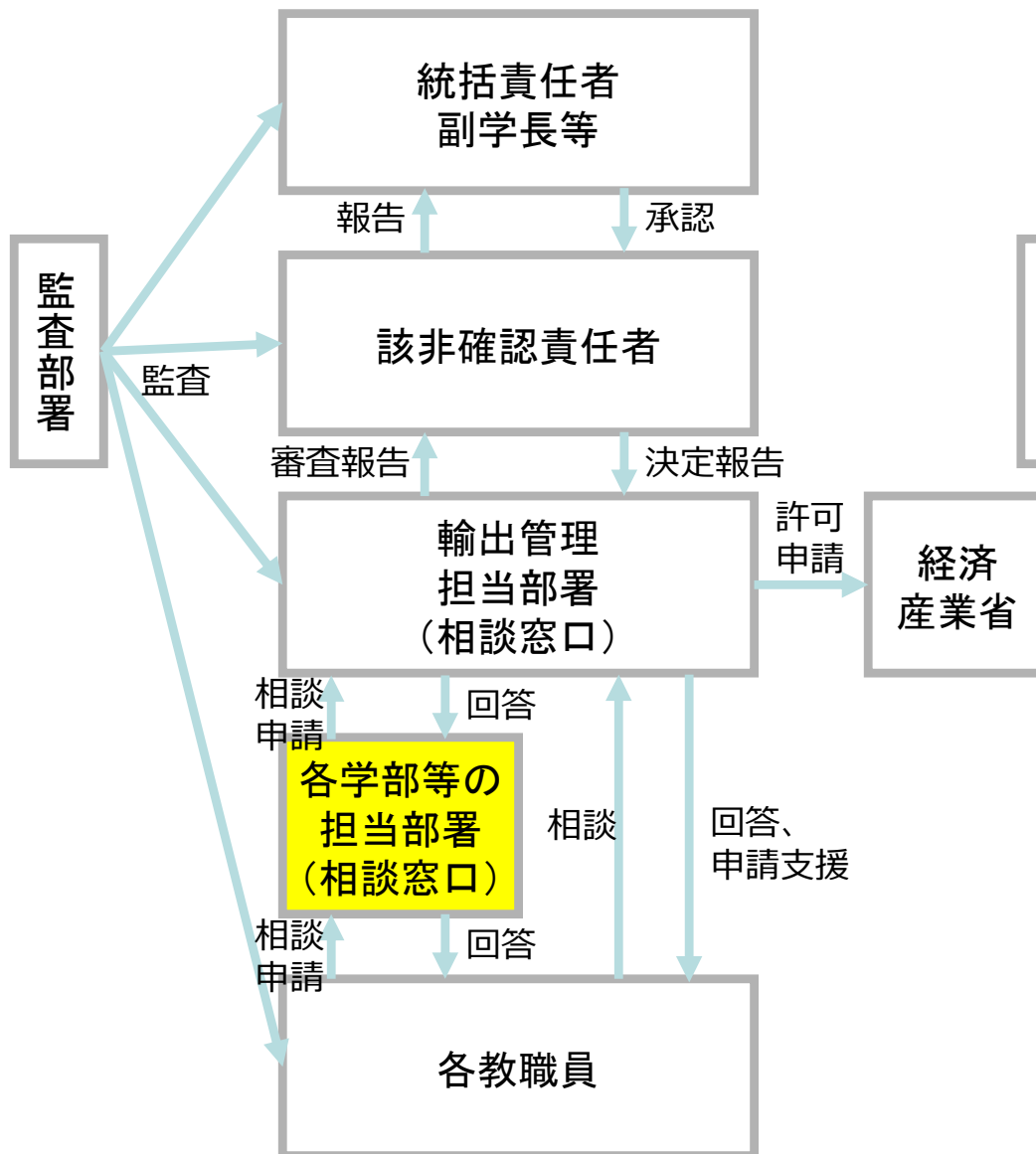
審査手続の流れ



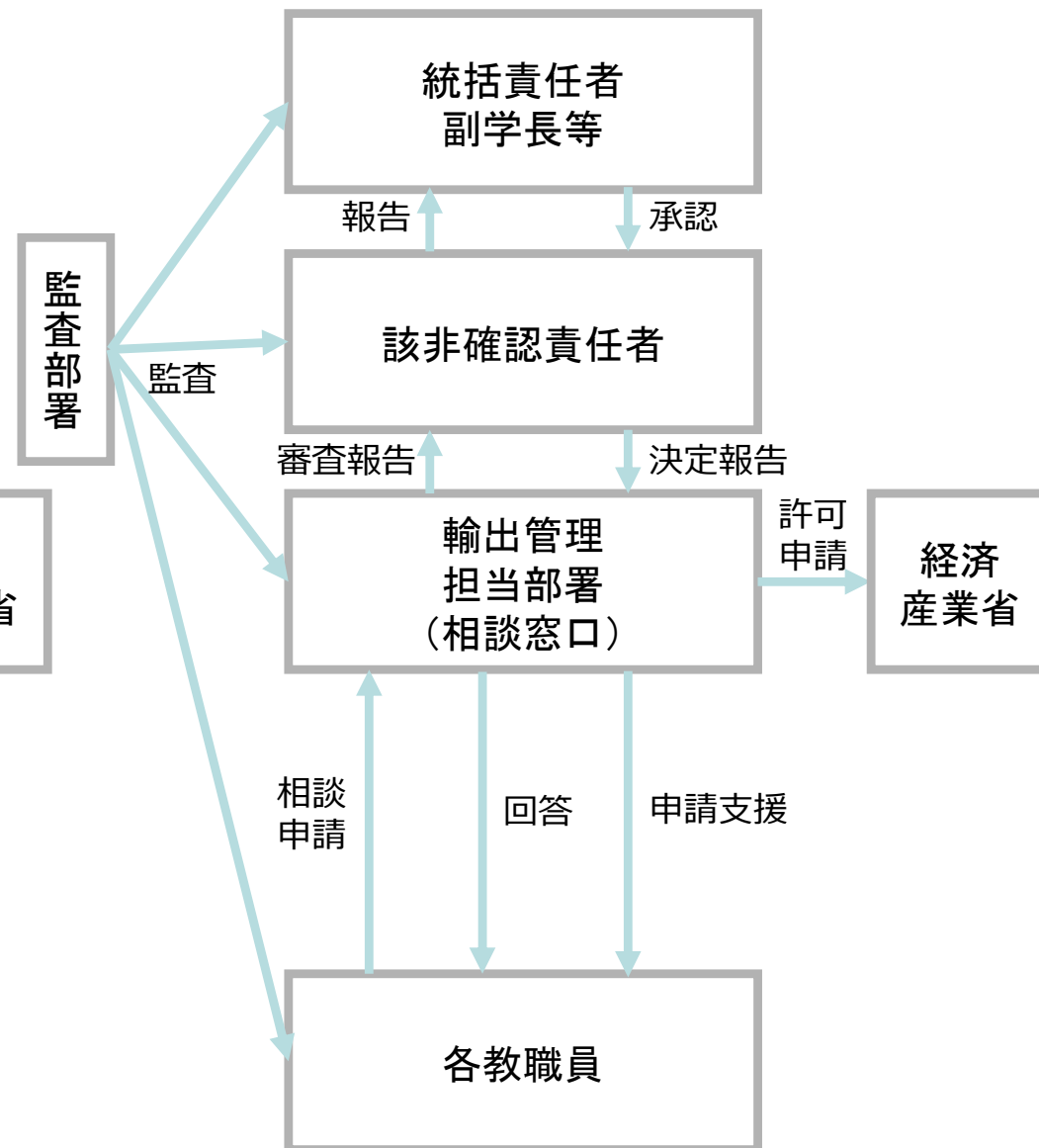
(注) 貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

大学における輸出管理体制の例

【大規模総合大学の場合】



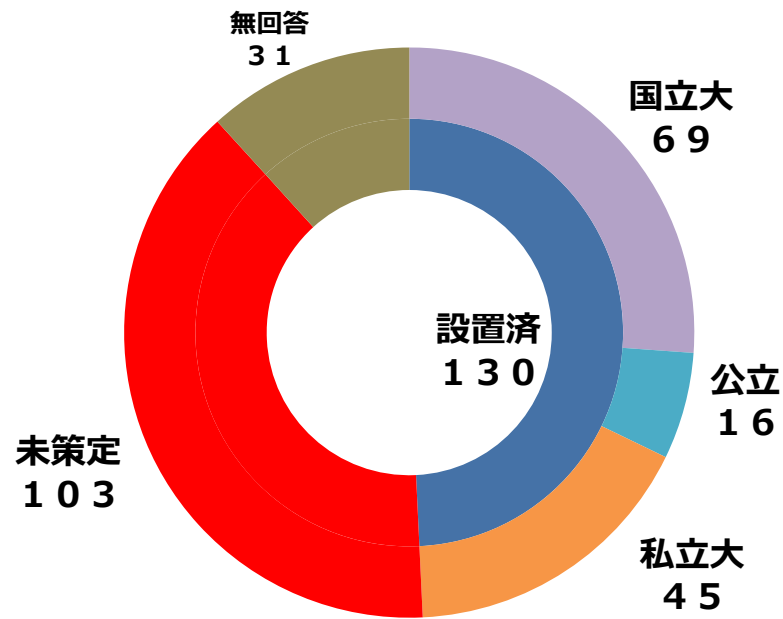
【中小規模大学の場合】



大学における安全保障貿易管理の取組

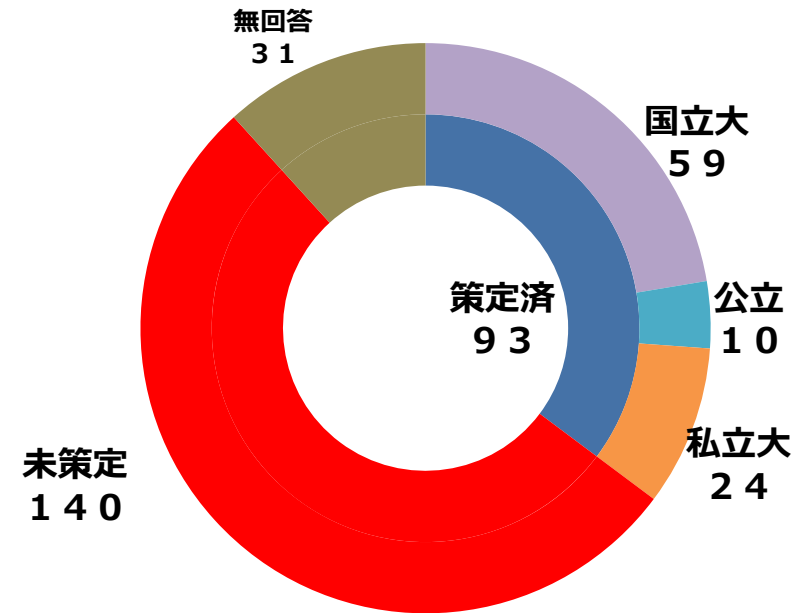
「国立大学」及び「医歯薬理工系学部を持つ公立・私立大学」 (合計264大学) における

① 輸出管理担当部署の設置状況



	設置率
全体	49%
国立大	88%
公立・私立大学	33%

② 輸出管理内部規程の策定状況



	策定率
全体	35%
国立大	76%
公立・私立大学	18%



3. 違反に対する罰則等

違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

- ・ 懲罰：10年以下
- ・ 罰金：（個人）：3000万円以下
（法人）：10億円以下

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円又は10億円を超える場合は大きい方

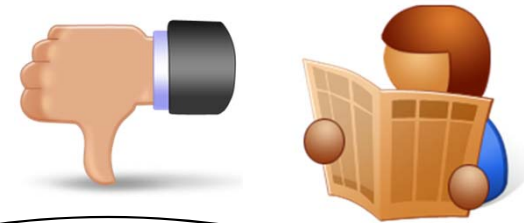
29年度改正で
罰則強化！

行政制裁

- ・ 3年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 輸出入を禁止された個人が、別法人で禁止された輸出入を行うことを禁止

法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など



経済産業省からの
違反企業に対する
警告

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。

最近の主な外為法違反事例

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備考
平成27年6月15日（略式命令）： 元社員に対し罰金100万円、法人に対し罰金100万円 平成28年1月20日（行政処分）：4ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 炭素繊維(2項(17)) 中国 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国迂回
平成23年3月25日（判決）： 代表取締役等に1年6ヶ月（執行猶予3年）、法人に対し罰金120万円 平成23年7月20日（行政処分）：1年1ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> パワーショベル 北朝鮮 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 中国迂回
平成21年11月5日（判決）： 社長に懲役2年（執行猶予4年）、法人に対し罰金600万円 平成22年6月18日（行政処分）：7ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 磁気測定装置他 ミャンマー 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 マレーシア迂回
平成21年8月7日（判決）： 社長に懲役3年（執行猶予4年）、法人に対し罰金500万円 平成22年1月19日（行政処分）：1年4ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 大型タンクローリー 他 北朝鮮 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 他に、北朝鮮制裁違反（奢侈品）有り 韓国迂回
平成21年7月16日（判決）： 社員ら4名に懲役1～2年6ヶ月（執行猶予3年） 法人に対し罰金4,700万円 平成21年8月14日（行政処分）：5ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 工作機械(2項(12)) 韓国等 	<ul style="list-style-type: none"> 測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出
平成19年6月25日（判決）： 元副会長ら4名に懲役2～3年（執行猶予4～5年） 法人に対し罰金4,500万円 平成19年6月26日（行政処分）： ①6ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ②2年6ヶ月間：三次元測定機の全地域向け輸出禁止（①、②合計で3年間）	<ul style="list-style-type: none"> 三次元測定機(2項(12)) マレーシア等 	<ul style="list-style-type: none"> 1台がリビアの核開発施設で発見 検査データを改ざんし、性能を低く見せかけ非該当品として輸出
平成19年3月20日（略式命令）：法人に対し罰金100万円 平成19年5月11日（行政処分）：9ヶ月間：無人ヘリコプターの全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 無人ヘリ(4項(1-2)) 中国 	<ul style="list-style-type: none"> 未遂

大学等による違反事例

原因		内容
輸出許可証確認のミス	研究機関A; 輸出許可証の <u>期限切れ</u>	海外機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に輸出許可を取得。しかし、組織再編に伴い、輸出管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が十分に管理されず、輸出許可の <u>期限切れに気付かないまま</u> 技術の提供を継続。
	大学B; 輸出許可 <u>条件の不履行</u>	海外での研究のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積み戻し後、報告」の <u>条件付きで許可</u> されていた。しかし、提出 <u>期限を過ぎても報告を怠り</u> 、許可条件違反。
輸出手続き上のミス	研究機関C 及び大学D; <u>出荷確認の不備</u>	研究機関Cは共同研究先である大学Dに対し、該当品は許可が必要であるため、輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、 <u>出荷の際の再確認を怠り、大学Dが非該当品と一緒に該当品を誤って梱包</u> したため無許可輸出。
法令適用の判断ミス	大学E; <u>少額特例の利用に当たってのミス</u>	海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、 <u>少額特例を適用</u> して輸出。実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。

違反の原因－外為法に対する**理解不足**

通関業者に
何も言われなかった！

サンプルOK！

メールに図面
添付はOK！

ハンドキャリーOK！

手続きが面倒だ！

対象は
自社製品
のみ！



プログラムの
インストールは
提供行為
でない！

非該当品だ！
※古いリストで判断



4. 外為法改正（平成29年10月1日施行）

改正内容① 罰則の抜本的な強化

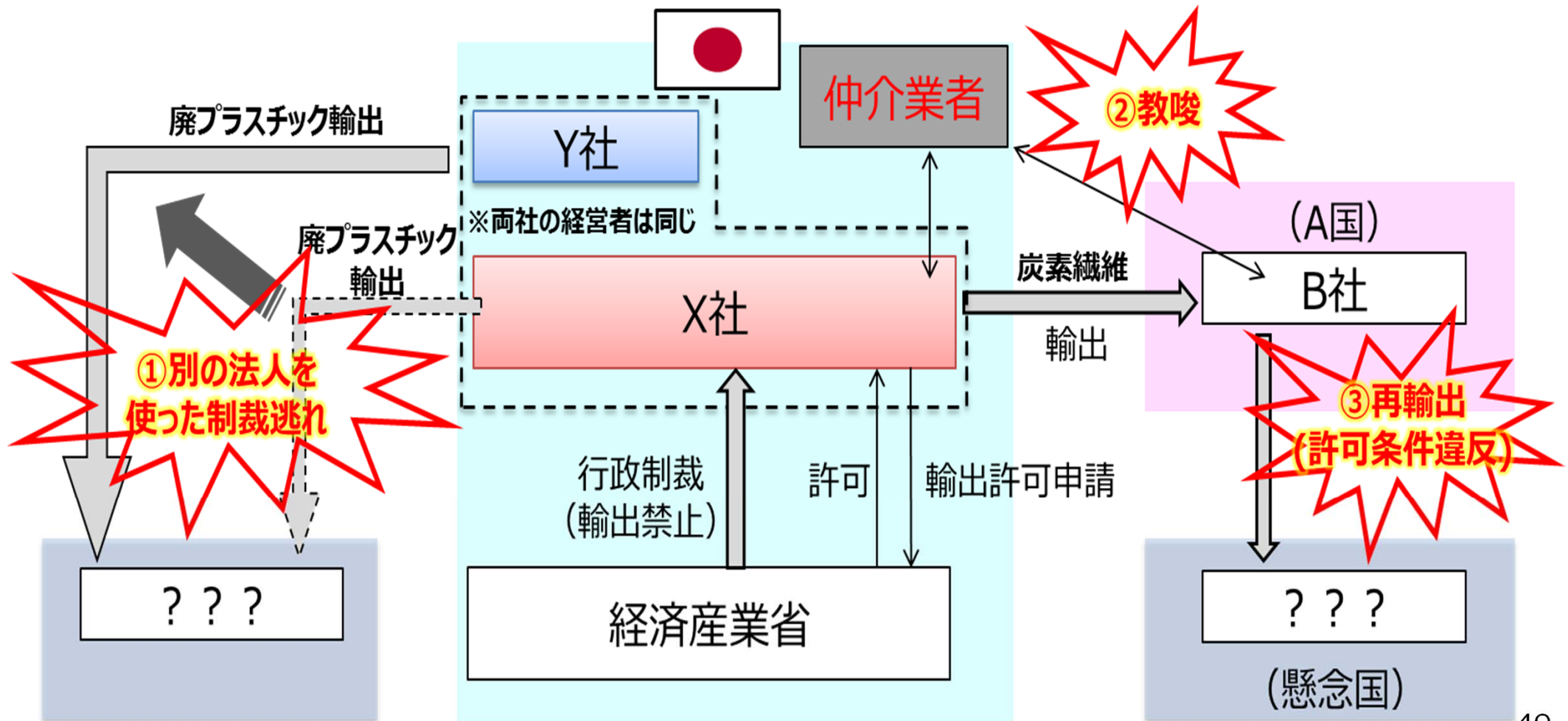
- **法人重科とスライド規定（価格の5倍）**を選択的に使用することで、貨物の違法輸出・技術の違法取引への**抑止効果を抜本的に強化**。
（これまでの国内法における最大の罰金額は営業秘密侵害の10億円）
- なお、法人重科とスライド規定の併用は本邦初。

	対象	輸出入・技術取引規制の違反		
		大量破壊兵器関連	通常兵器関連	その他
現行制度	個人 法人	1,000万円 or 輸出価格の5倍	700万円 or 輸出価格の5倍	500万円 or 輸出価格の5倍

改正後	個人	3,000万円 or 輸出価格の5倍	2,000万円 or 輸出価格の5倍	1,000万円 or 輸出価格の5倍
	法人	10億円 or 輸出価格の5倍	7億円 or 輸出価格の5倍	5億円 or 輸出価格の5倍

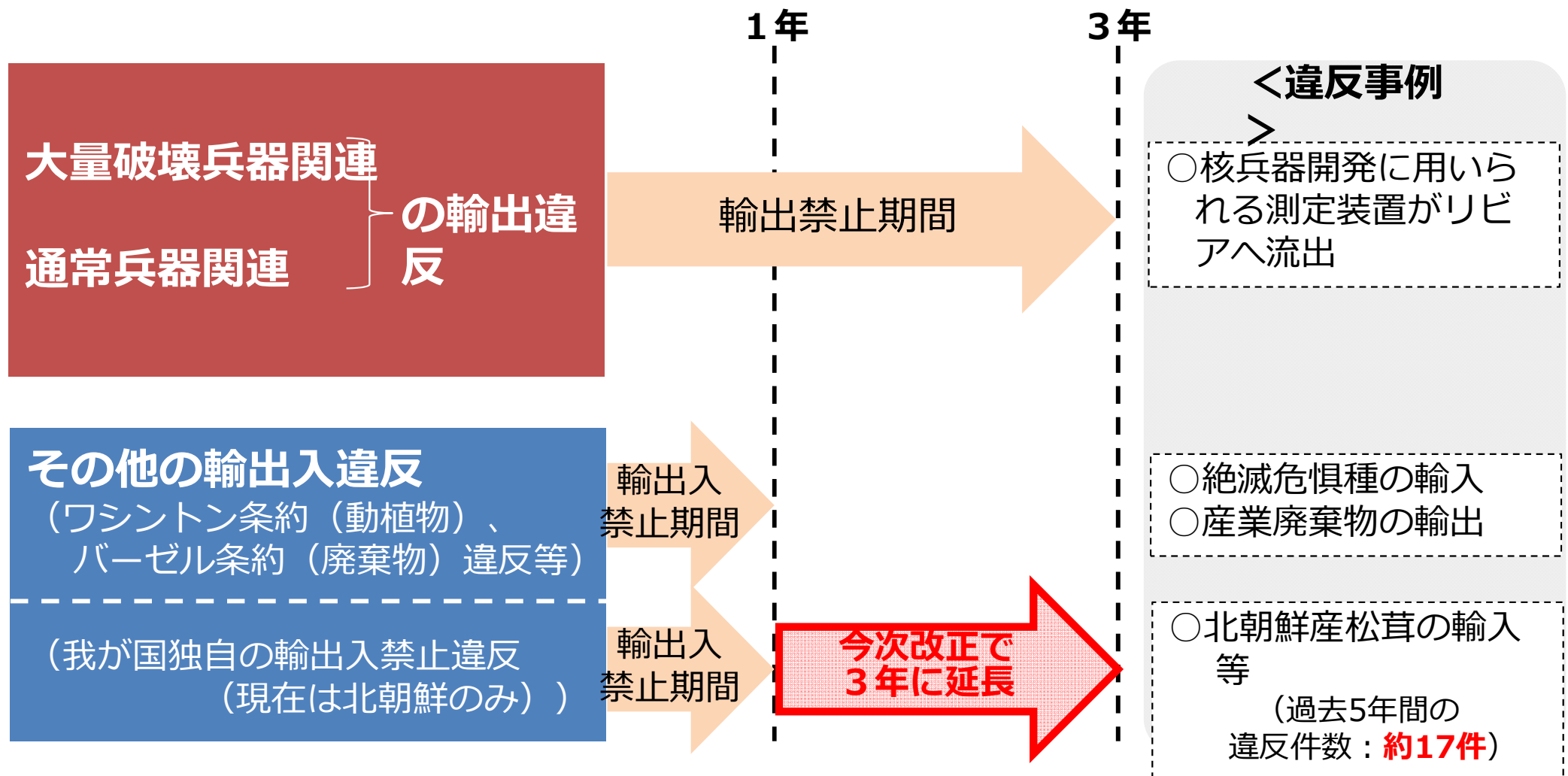
改正内容② 行政制裁等の強化(1/2)

- ① 輸出入禁止命令に対する別会社を使った制裁逃れに対応するため、**別会社の担当役員等への就任等の禁止を命令できる制度を創設**。
- ② **仲介業者等の関係者への立入検査権限を創設**。
- ③ 輸出許可・技術取引許可に付された条件に違反した場合における過料を罰則化。



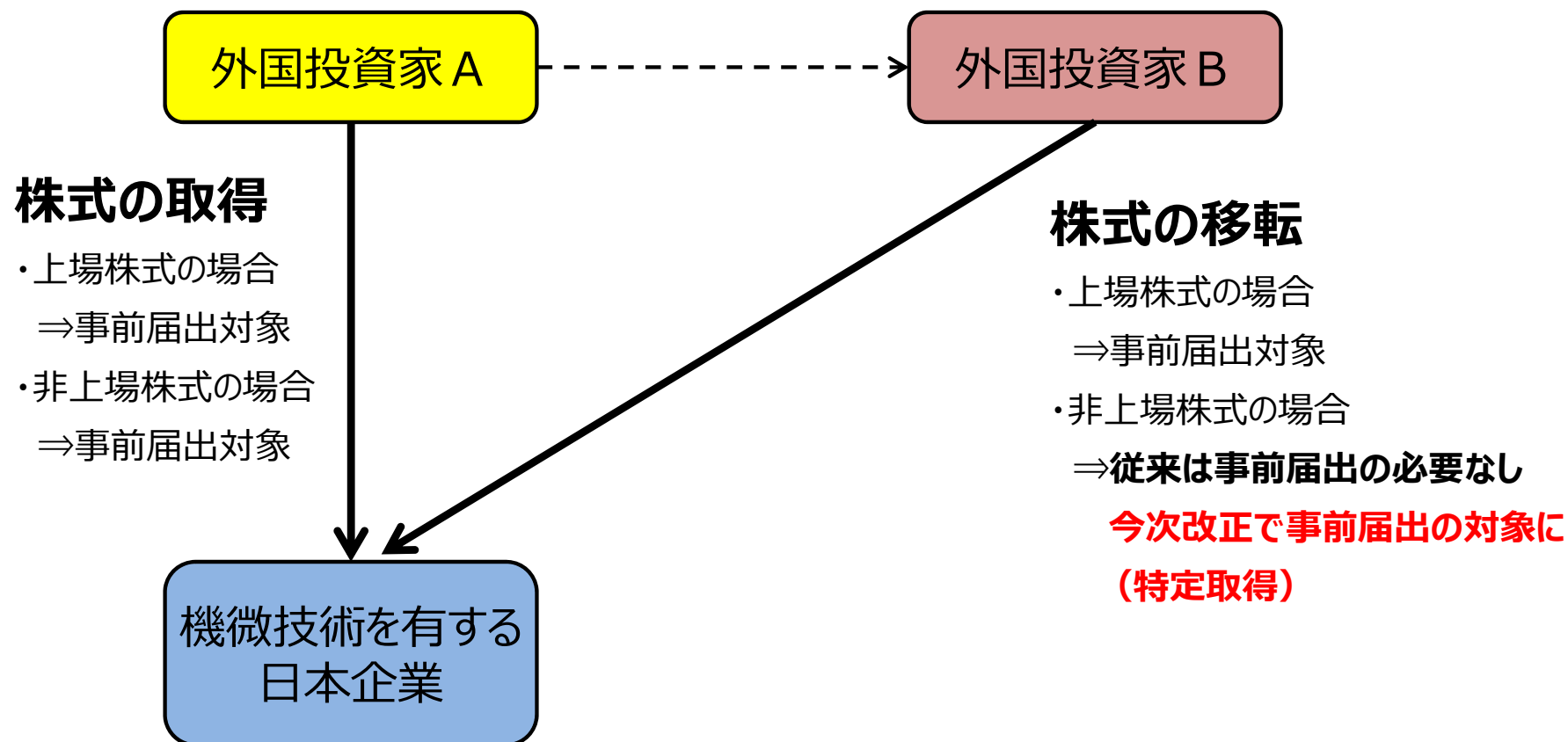
改正内容② 行政制裁等の強化(2/2)

- 我が国独自の輸出入禁止措置に違反する行為への抑止力を高めるべく、**当該輸出入禁止措置の違反者に対する行政制裁の期間の上限を延長**。



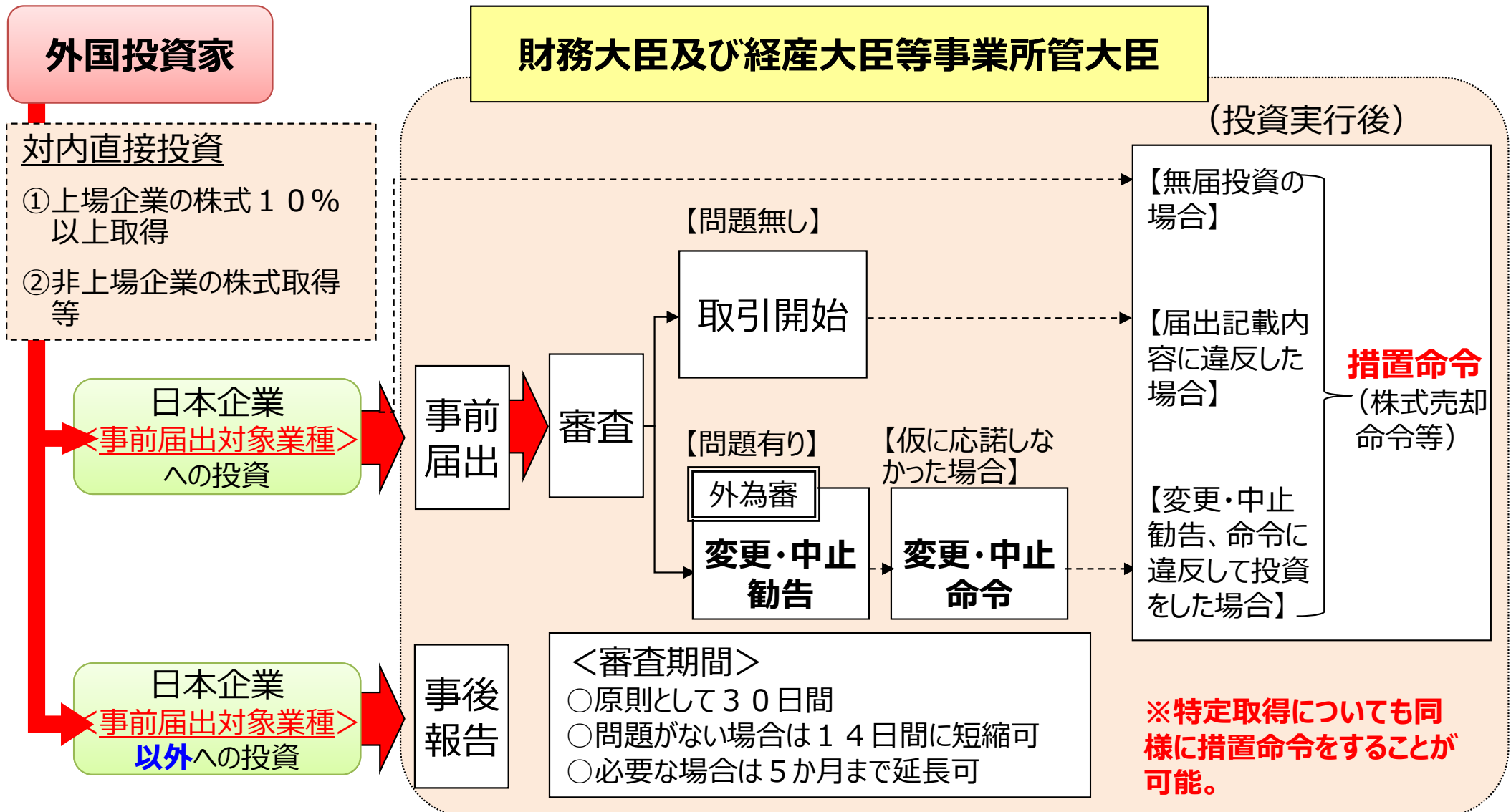
改正内容③ 対内直接投資規制の強化(1/2)

- 外国投資家が他の外国投資家から非上場株式を取得する行為（特定取得）について、国の安全を損なうことになるおそれ大きいものを、規制対象に追加。



改正内容③ 対内直接投資規制の強化(2/2)

- 無届けで対内直接投資等を行った外国投資家等に対し、国の安全を損なうおそれがあるものについて、株式の売却等を命令できる制度を創設。





5. 問い合わせ先等

安全保障貿易管理HPの活用

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html

経済産業省の安全保障貿易管理HPでは、安全保障貿易管理制度の概要、輸出許可申請の手順、リスト規制に係る該非判定の流れ等を紹介。

The screenshot shows the METI Export Control website interface. Several callouts in blue ovals point to specific sections of the page:

- 最新の情報**: Points to the 'TOPICS' section on the left, which lists recent updates such as '最新の情報改正' and '外国ユーザーリストの改訂について'.
- 安全保障貿易管理制度の概要を紹介**: Points to the '安全保障貿易管理の概要' (Overview of Export Control) section.
- 許可申請に関する大半の基本情報を掲載**: Points to the '申請手続き' (Application Procedures) section.
- リスト規制マトリクス、キャッチオール規制の確認等**: Points to the '関係法令' (Related Laws) section.
- 内部管理規程の情報を掲載**: Points to the '電子申請' (Electronic Application) section.
- よくある質問とそれに関する回答を掲載**: Points to the 'Q&A' section on the right side of the page.
- パブコメ等の情報を掲載**: Points to the '意見募集' (Public Comment Collection) section in the '新着情報' (New Information) area.
- 説明会の情報を掲載**: Points to the '説明会' (Public Meeting) section in the '新着情報' area.

The website content includes sections for 'TOPICS', '安全保障貿易管理の概要', '申請手続き', '企業等の自主管理の促進', '関係法令', '電子申請', '新着情報', and 'Q&A'. The '新着情報' section lists recent news items with dates and titles, such as '平成25年4月9日 意見募集' and '平成25年4月5日 朝 度'.

許可申請・各種問合せ先

1. 許可申請・連絡先は、HPの「個別許可申請」または「包括輸出許可の申請方法・様式」から閲覧可。指定の窓口に、様式・添付書類等を準備したうえで申請・連絡！



貨物とその仕向地、技術とその提供先及び包括輸出許可の申請内容により窓口が異なるので要確認。

2. 問合せ等は、内容に応じて連絡を！

(1) 防衛装備移転三原則や外国ユーザーリストに関する質問、安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見

安全保障貿易管理政策課 TEL：03-3501-2863

(2) 安全保障貿易管理制度概要や法令解釈の質問

安全保障貿易管理課 TEL：03-3501-2800

(3) リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続きなど)への質問

安全保障貿易審査課 TEL：03-3501-2801



- ✓ 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、貨物・技術に関する説明資料を用意して連絡を！
- ✓ 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途チェックリスト、顧客チェックリストを用意して連絡を！

(4) 輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）に関する質問／不正輸出の連絡

安全保障貿易検査官室 TEL：03-3501-2841

(5) 安全保障貿易管理についての一般的な質問

安全保障貿易 案内窓口 TEL：03-3501-3679



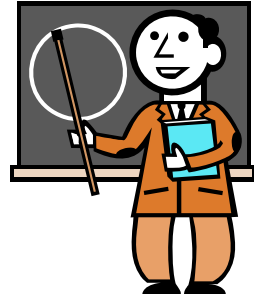
経済産業省による取組み

大学等に対する主な取組み経過

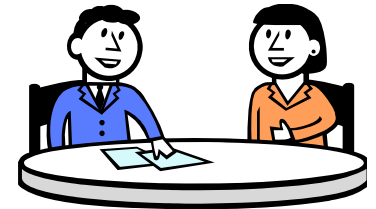
- 2005年3月 貿易経済協力局長名で「大学等における輸出管理の強化について」を発出
- 2006年3月 経済産業大臣名で文部科学大臣宛に「大学等における輸出管理の強化について」を発出
→文部科学事務次官から大学・研究機関の長宛に依頼文を発出
- 2008年1月 「安全保障貿易管理における機微技術管理ガイダンス」を公表
(2010年2月に改訂)
- 2009年9月 上記ガイダンス及び産学連携学会による「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」の周知等のため、貿易経済協力局長名で文部科学省官房長宛に「大学等における輸出管理の強化について」を発出
→文部科学省4局長から大学・研究機関の長宛に依頼文を発出
- 2010年4月 改正外為法の施行に伴い、「業として輸出・技術提供を行う者」
(大学・研究機関を含む)は、輸出者等遵守基準の遵守が義務化
- 2017年6月 大学等向け輸出管理アドバイザー派遣事業を開始
- 2017年10月 「安全保障貿易管理における機微技術管理ガイダンス(第三版)」を公表

経済産業省による主な取組み状況

- 大学・研究機関向けの安全保障貿易管理説明会の開催
(全47都道府県、計100回以上開催)



- 大学・研究機関からの個別相談への対応
(安全保障貿易管理に係る内部規定の策定支援、講師派遣等)



- 2014年11月17日、経済産業省HPでの公表

- ① 大学・研究機関向けQ&A
- ② 貨物・技術の合体マトリクス



- 各種会合への参加、後援など
例 輸出管理DAY for Academia、産学連携学会



安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版 <2017年10月2日公表>

- 大学・研究機関における安全保障貿易管理を確実に実施していただくため、外為法の概要、管理手順等を示すものとして平成20年に策定。(平成22年に改訂)
- 国際的な安全保障環境が厳しさを増すこと等を背景に、本年10月1日より罰則強化等を含む改正外為法が施行。法案審議の過程でも、高い技術力を誇る我が国の大学等の研究が懸念活動に利用されないよう、更なる管理体制の強化が求められた。
- このため、大学等の特有の性質、課題を踏まえ、より実態に即した管理方法等を示すべく改訂、内容を抜本拡充。

主な改訂のポイント

1. 厳格管理と負担軽減の両立（濃淡管理）

- 大学等には多くの研究者が所属し、研究分野也多岐に渡るため、研究者と管理部門との協力により、効率的な濃淡管理（重点化と簡素化）を実現する具体的な手法を提示。

ポイント：「研究者レベルの簡素な事前チェック」と「管理部門の慎重な審査」を組み合わせた審査方法

ポイント：慎重審査が必要となる研究分野（55分野）

2. 研究者が実際に直面する活動ケースに併せた管理手法の具体的提示

- 大学等は、企業とは使命も活動も異なるため、大学の実際の活動例に即した具体的な管理手法を提示。

ポイント：留学生等の受入、海外出張、国際共同研究、海外からの研究者訪問などに分けた具体的手続

3. 具体的な組織体制の提示

- 既に適切な管理を実践している大学等の実例をもとに、組織規模に応じた具体的な管理体制を提示。

ポイント：学長等のトップダウン体制と、規模に応じた管理部門の設置（研究者とコミュニケーションが可能となるよう必要に応じて各学部に管理部門を設置する等）

4. 内部管理規程、各種審査票、誓約書などの雛形の提示

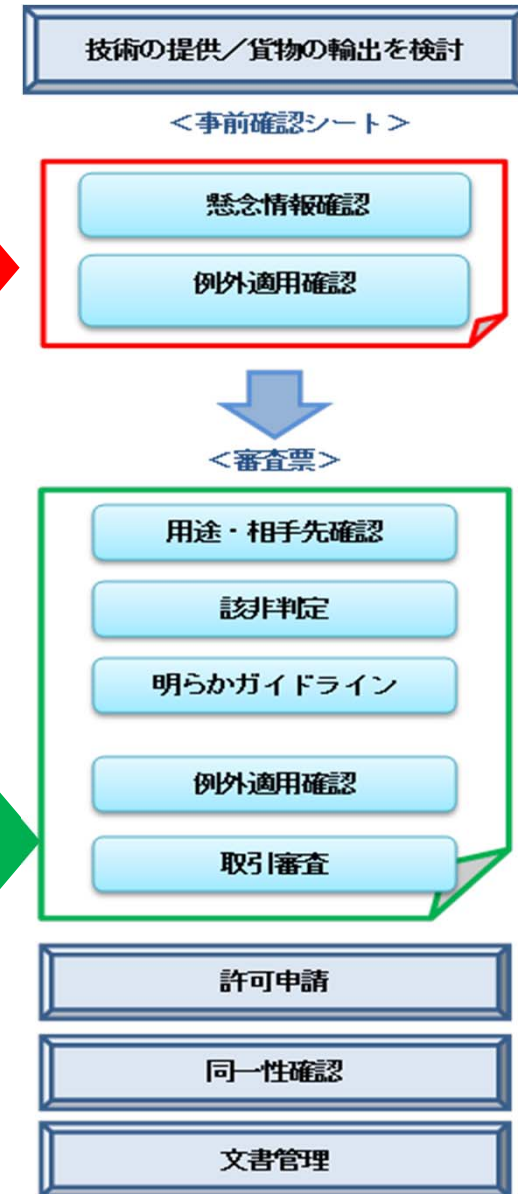
- 上記のような取組を行なうために必要なドキュメント類について、現場が直ちに利用できる雛形を提示

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス

主要なドキュメント類(雛形)

- 安全保障輸出管理規程(内部管理規程)・・・p81～90
 - ✓ 大学内の組織体制、各役割と責任、手続等を規程している。
 - ✓ 中小規模大学向けと大規模総合大学向けに分けて提示。
- 事前確認シート …… p91～96
 - ✓ 技術提供、留学生受入等について、研究者レベルでの事前スクリーニングを行なうためのチェックシート。
 - ✓ 研究者が外為法に精通していないことを前提に、「はい」、「いいえ」をチェックすることで、慎重な審査が必要となる案件が浮かび上がるようにしている。
- 慎重審査が必要となる研究分野一覧 …… p97
 - ✓ 外為法リスト規制との関連が深いと思われる55分野を例示。
 - ✓ 研究者に馴染みが深いと思われる科研費分類を活用。
- 審査票 …… p98～99
 - ✓ 管理部門の担当者が、慎重審査を行なうために用いる審査シート。
 - ✓ 外為法に即した審査項目により法令順守が可能。可能な限り、「はい」、「いいえ」方式とすることで負担も軽減。
- 誓約書 …… p106～107
 - ✓ 留学生等に対して、外為法遵守を誓約させるための雛形
 - ✓ 日本語版、英語版を用意。

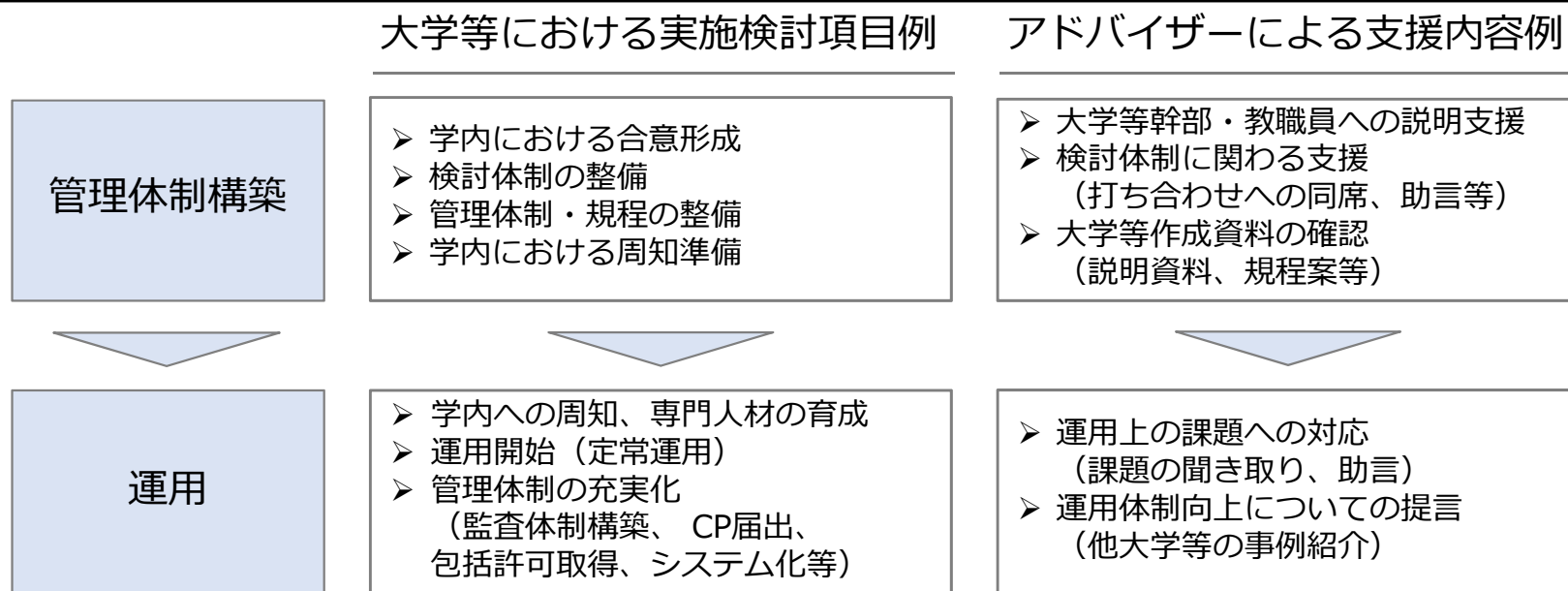
大学・研究機関における管理手続の流れ



※上記は、一つの参考例を示したものであり、手続き等の手順は各大学・研究機関に委ねられるものである。

大学等向け輸出管理アドバイザー派遣事業

- 本年度(平成29年度)、大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用支援を目的として、アドバイザー派遣事業を開始(野村総合研究所受託)。
- 要望のあった大学等に対し、実際に大学等で管理体制構築・運用を行ってきた経験を豊富に持ったアドバイザーが、体制構築の支援、運用改善に向けて、大学等毎の検討・運用状況に応じたアドバイスを行う。
- アドバイザー派遣に係る費用負担はなし。



アドバイザー派遣事業に関するお問い合わせ

(株)野村総合研究所 安全保障貿易管理対策事業 事務局

Tel : **03-5877-7372** (受付時間 10:00~16:00)

Email : **export_control@nri.co.jp**

担当 : 霜越(しもこし)、福永、志村、小松 期間 : 2017年6月26日~2018年3月30日

貨物・技術の合体マトリックス

規制対象貨物・技術に係る政省令等の規程を一覧にして記載した表を公表！
 →規制対象技術がいかなる貨物に関係しているのかを簡易に把握することが可能に！
 →特に技術の該非判定に対する負担軽減！

＜抜粋＞

貨物・技術一体化マトリックス表

【利用上の注意事項】
 この貨物・技術一体化マトリックス表は、技術の該非判定を容易にするため、経済産業省のH/Pで公開されている「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を一体化したものです。（画面にはマトリックスの一部しか表示されないため、「ウィンドウ枠の固定」機能を使用すると便利です。
 なお、外為令では技術の中にプログラムを含めて規定していますが、**分かり易くするために、ここではプログラムと技術（＝プログラムを含まない）を分けて記載している**ので、注意してください。

（注）一部規定文を異なる表現を用いているので、正確な表現は法令集などによって規定文を確認いただきますようお願いいたします。

1. 武器 / 2. 原子力 / 3. 化学兵器 / 3の2. 生物兵器 / 4. ミサイル / 5. 先端素材 /
 6. 材料加工 / 7. エレクトロニクス / 8. 電子計算機 / 9. 通信 / 10. センサー /
 11. 航法装置 / 12. 海洋関連 / 13. 推進装置 / 14. その他 / 15. 機微品目

赤字：平成26年9月15日より施行の改正箇所

△はプログラム
 技術のうち、●は係る技術
 ○は必要な技術
 （ここで記載した技術にはプログラムは含まない。）

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		用語		解釈		外為令別表 3の2項で規制されるプログラム・技術	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味	政令:3の2項(1)	3の2項(2)	貨物等省令	貨物等省令第15条の3
輸出令3の2項(1)	軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令第2条の2第1項	輸出令別表第1の3の2の項(1)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子	原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。	—	—	—	—
		貨物等省令第2条の2第1項 第一号	ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反復獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、チャバレウイルス、跳躍病ウイルス、テッセン病ウイルス、テュクロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス(H5又はH7のH抗原を有するものに限り。)、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタウイルス、ブタエンテロウイルス9型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー漢谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランビースキン病ウイルス、 リッサウイルス	ワクチン	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであつて、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。	△ 第一号に該当する貨物の設計又は製造するために設計したプログラム	—	—	
				アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス	Andean potato latent virusをいう。	● 第一号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術	—	—	
				テュクロウイルス	Choclo virusをいう。	● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	—	—	
				ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド	Potato spindle tuber viroidをいう。	—	—	—	
				リッサウイルス属のウイルス	狂犬病ウイルス、ラゴスコウモリウイルス、モコラウイルス、ドゥベンヘイジウイルス、ヨーロッパコウモリリッサウイルス1、ヨーロッパコウモリリッサウイルス2、オーストラリアコウモリリッサウイルスを	—	—	—	
				ルヨウイルス	Lujjo virusをいう。	—	—	—	
		貨物等省令	細菌(ワクチンを除く。)であつて、アルゲンチチネン	牛肺疫菌(小コロニー	Mycoplasma mycoides subspecies	△ 第二号に該当す	—	—	

経済産業省では、HPにてQ&A(計31問)を公表し、大学・研究機関でのルール及び運用等を明確化している。

<例>

■国内に設置されたスパコンに対して、海外からリモートアクセスさせる場合の取扱い → **Q8**

■大学等が実施するオンライン講座の取扱い → **Q10**

■学会発表(質疑応答を含む)の取扱い → **Q11**

■留学生等にリスト規制該当貨物の操作方法を教える場合の取扱い → **Q7**

■留学生等に対する講義や実習の取扱い → **Q9**

■入国後6ヶ月以上経過した留学生に対する技術提供の取扱い → **Q19**



その他(参考)

- 内部規程(CP:Compliance Program)
- CPと輸出等遵守基準の関係
- 包括許可
- 許可を要しない技術提供
- 「居住者」及び「非居住者」の判定

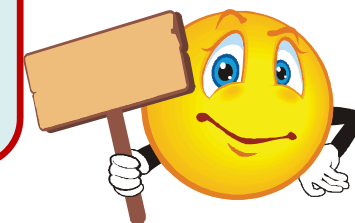
輸出管理内部規程(CP)

- 輸出や技術提供について一連の手続を規定するとともに、外為法等の関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程。
- 輸出者等が自ら定める組織の内部規程であり、自主管理を行うための“任意”のもの。
- 経済産業省への届出制度(任意)がある。規程内容が適切な場合、輸出管理内部規程受理票(CP受理票)を発行。

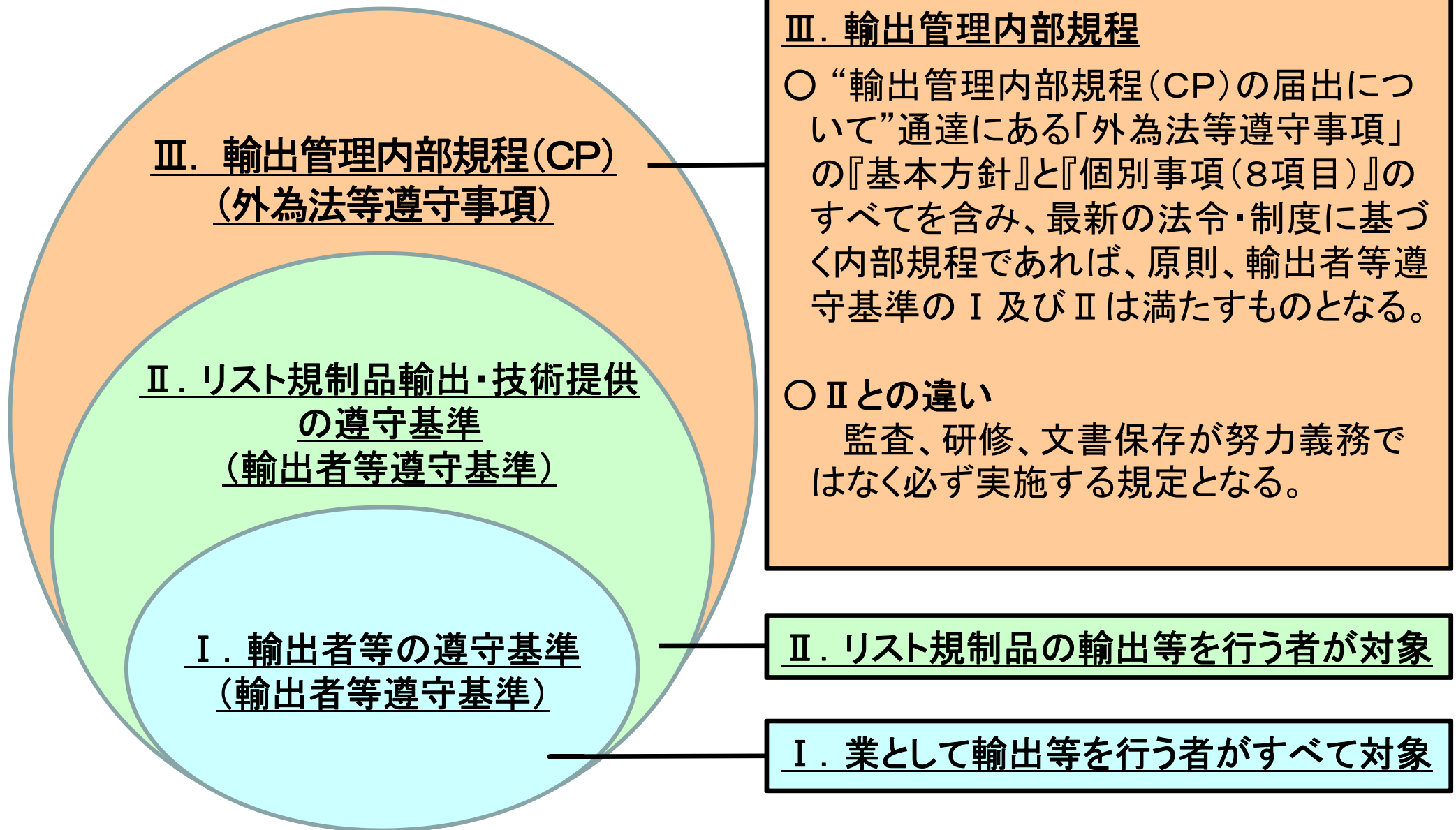
届出のメリット

- ✓ 包括許可が取得可能に(「一般包括許可(いわゆるホワイト包括)は除く)。
- ✓ 担当者のメールアドレスに安全保障貿易管理HPの更新情報(制度改正情報など)が逐次メール配信。
- ✓ 自主管理体制を整備した企業や大学・研究機関としてPRが可能!

包括



輸出管理内部規程(CP)と輸出者等遵守基準の関係



包括許可制度

- 外為法等で許可が必要なリスト規制品を輸出等する場合、本来は個々の契約や輸出等に関して個別に当局の安全保障面からの審査を経て許可。
- 輸出者自身がこうした審査機能を自主管理の下で担える場合には、個別許可の申請を行うことなく、一定の範囲について包括的に許可を受けることで、輸出等を行うことが可能となる制度。

「特別一般包括許可」の場合の要件

■ 許可の要件：

- ① 輸出管理内部規程の整備
- ② 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)」による確認
- ③ 輸出管理内部規程に基づいた内部審査の実績
- ④ 実地の調査(法令遵守立入検査)

■ 有効期間： 3年以内。更新可。

※輸出管理の実施状況に対する「法令遵守立入検査」が適宜実施される。

■ 範囲： 貨物・技術と仕向地で決まる(包括許可マトリックス参照)。

包括許可証の種類

種類	内容
ホワイト包括 (一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引／役務取引許可)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、ホワイト国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備は不要。 → 統括責任者、該非確認責任者の登録、電子申請が申請要件。
特一包括 (特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引／役務取引許可)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、非ホワイト国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、 実地調査 の事前実施などが要件！
特定包括輸出／役務取引許可 (複数回の許可取得実績)	継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、 実地調査 の事前実施などが要件！なお、インフラプラントプロジェクトは、継続的な取引関係がなくても申請が可能。
特別返品等包括輸出・役務取引許可	防衛省等向けに輸入した装備品やその部分品(1項該当の武器)の不具合品、異品等を返却するための貨物の輸出及び技術の提供を包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、 実地調査 の事前実施などが申請要件！
特定子会社包括輸出・役務取引許可 (申請者との資本関係)	我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する一定の品目の輸出について、包括的に許可する制度。 → 輸出管理内部規程の整備、 実地調査 の事前実施などが要件！

許可を要しない技術提供(その他)

【その他の、許可を要しない技術取引】

貿易関係貿易外取引に関する省令 第9条第2項

- 9 **公知の技術**を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引(特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。)であって以下のもの
- イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引
- 10 **基礎科学分野の研究活動**において技術を提供する取引(※)
- 11 **工業所有権の出願又は登録**を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
- 12 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを提供する取引(プログラム及び告示で定めるものを除く。)
- 13 プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、当該プログラムのインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを提供する取引(プログラム及び告示で定めるものを除く。)
- 14 貨物と同時提供で貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、ソースコードが提供されないもの(告示で定めるものを除く。) など。
- 15 原子力災害等の援助のために貨物に付随して輸入された使用の技術の貨物の返送に付随して提供される取引
- 16 暗号メカニズム若しくは暗号アルゴリズム又はこれらの参照コードを提供する取引であって、国際標準の策定のための国際会議への出席又は提案若しくは意見表明において必要となるもの

(※) 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの。

居住者及び非居住者の判定

居住者

日本人の場合

- ① 我が国に居住する者
- ② 日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ① 我が国にある事務所に勤務する者
- ② 我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ① 我が国にある日本法人等
- ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③ 日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③ 出国後外国に2年以上滞在している者
- ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ① 外国に居住する者
- ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③ 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

- ① 外国にある外国法人等
- ② 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等